

なるを明さむと欲りす。太子則ち木薙宿禰を副へてし<sup>4</sup>遣したまひき。爰に瑞齒別ノ皇子、歎きて曰く。今太子と仲ッ皇子とは並ひに兄なり。誰れにか従ひ、誰れにか乖かむ。然れども道無きを亡して、道有るに就かば、其れ誰か我を疑はむ。則ち難波に詣りまして、仲ッ皇子の消息を伺ひたまふ。仲ッ皇子は太子已に逃亡たりと思して備へ無し。時に近習<sup>チカクサモラ</sup>ふ隼人有り、刺領巾と曰ふ。瑞齒別ノ皇子陰に刺領巾を喚して誂之曰く。我が爲に皇子を殺せ、吾必ず敦く汝に報いむ。乃ち錦の衣禪を脱ぎて與ふ。刺領巾其の誂言<sup>アトラヘヨト</sup>を恃みて、獨り矛を執りて以て仲ッ皇子の厠に入るを伺ひて刺し殺し、即ち瑞齒別ノ皇子に隸きぬ。是に於て木薙宿禰、瑞齒別ノ皇子に啓してし<sup>4</sup>曰く、刺領巾人と爲り己が君を殺まつる。其れ我が爲に大きな功有れども、己が君に<sup>ウツクシニ</sup>慈なきこと甚し。豈に生ることを得むや。乃ち刺領巾を殺しつ。即日倭に向ふ。夜半に石ノ上に臻<sup>マキ</sup>でて復命<sup>カヘリゴトマツ</sup>す。是に於て弟王を喚して、以て敦く寵みたまひ、仍りて村合<sup>ムラハセ</sup>の屯倉を賜ひぬ。是の日阿曇<sup>アト</sup>連濱子<sup>レンヒナコ</sup>を捉ふ。

元年春二月壬午朔、皇太子、磐余<sup>イハレ</sup>の稚櫻<sup>ワカ</sup>宮に<sup>アマツヒツギシラ</sup>即位しめす。夏四月辛巳朔丁酉<sup>アモシツク</sup>（〇十七日）。阿曇<sup>アト</sup>連濱子<sup>レンヒナコ</sup>を召して、詔して曰く。汝は仲ッ皇子と共に逆を謀りて、將に國家を傾けむとせり。罪死に當る。然るに大なる恩<sup>メグミ</sup>を垂して死<sup>シケル</sup>を免し<sup>ヒラヒキヤム</sup>墨<sup>スミ</sup>を科<sup>オホ</sup>す。即日<sup>ツクヒ</sup>黜<sup>メサキヤサ</sup>しむ。此に因りて、時ノ人阿曇<sup>アト</sup>し<sup>シ</sup>目と曰ふ。亦濱子に從へる野嶋の海人<sup>アマドモ</sup>等の罪を免して倭の蔣代<sup>ヨモシロ</sup>の屯倉に<sup>ツカ</sup>役ふ。秋七月己酉朔壬子<sup>ニ</sup>（〇四日）。葦田<sup>アサタ</sup>宿禰の女黒媛を立て、皇妃と爲したまふ。妃、磐坂の市邊の押羽<sup>オシハ</sup>皇子、御馬<sup>ミウマ</sup>皇子、青海<sup>アヲ</sup>皇女（一）に曰く、飯

豐ノ皇女<sup>トヨノミコノメ</sup>を生ませたまふ。次の妃<sup>ハハシ</sup>橘<sup>ヒナ</sup>校<sup>ケウ</sup>皇女は中磯<sup>ナカシ</sup>皇女を生ませたまふ。是年太歲庚子。

二年春正月、丙午朔己酉<sup>ニ</sup>（〇四日）。瑞齒別ノ皇子を立て、儲<sup>ヒラギ</sup>の君と爲したまふ。多十月磐余<sup>イハレ</sup>に<sup>シ</sup>都<sup>ツ</sup>したまふ。是の時に當りて、平羣<sup>ヘイグ</sup>の木薙<sup>キナヒ</sup>宿禰、蘇賀<sup>ソガ</sup>の滿智<sup>マンチ</sup>宿禰、物部<sup>モノベ</sup>の伊宮<sup>イミヤ</sup>佛<sup>フツ</sup>大連、圓<sup>ツク</sup>（圓）此をツブラと云ふ。大使<sup>オホト</sup>し<sup>シ</sup>主、共に國の事を執れり。十一月磐余<sup>イハレ</sup>池を作る。

三年冬十一月丙寅朔辛未<sup>ニ</sup>（〇六日）。天皇、兩枝船<sup>フタエネ</sup>を磐余<sup>イハレ</sup>の市磯<sup>イチシ</sup>池に泛べて、皇妃と各分<sup>アガ</sup>れ乘りまして遊宴<sup>ウツタビ</sup>たまふ。膳<sup>アレン</sup>臣<sup>シ</sup>余磯<sup>イハシ</sup>、酒<sup>オホミキ</sup>獻<sup>イタ</sup>る、時に櫻花御蓋<sup>オウギ</sup>に落れり。天皇異<sup>アヤシ</sup>みまして、則ち物部<sup>モノベ</sup>の長眞<sup>ナガマコ</sup>膽<sup>イ</sup>連を召して、詔して曰く。是の花は、非時<sup>トキナシ</sup>に來れり。其れ何處<sup>イツク</sup>の花ぞ。汝自ら求むべし。是に於て長眞<sup>ナガマコ</sup>膽<sup>イ</sup>連、獨り花を尋めて掖上<sup>ウツカミ</sup>の室山<sup>ムロヤマ</sup>に獲<sup>ユ</sup>て獻<sup>イタ</sup>る。天皇其の希有<sup>シウユウ</sup>きを歡びて、即ち宮の名と爲たまふ。故れ磐余<sup>イハレ</sup>の稚櫻<sup>ワカ</sup>宮と謂ふは、其れ此の緣なり。是の日長眞<sup>ナガマコ</sup>膽<sup>イ</sup>連の本<sup>ホ</sup>し<sup>シ</sup>姓を改めて稚櫻<sup>ワカ</sup>部<sup>ベ</sup>造と曰ふ。又膳<sup>アレン</sup>臣<sup>シ</sup>余磯<sup>イハシ</sup>を號<sup>ナヅ</sup>けて稚櫻<sup>ワカ</sup>部<sup>ベ</sup>臣と曰ふ。

四年秋八月、辛卯朔戊戌<sup>ニ</sup>（〇八日）。始めて諸國<sup>シヨクニ</sup>に國史<sup>クニシ</sup>を置き、言事<sup>コトワザ</sup>を記して四方<sup>ヨモ</sup>の志<sup>シ</sup>を達<sup>イタ</sup>せり。多十月石上<sup>イソノカミ</sup>禰<sup>ニ</sup>を廻<sup>マ</sup>る。

五年春三月戊午朔、筑紫<sup>ツクシ</sup>に居<sup>ミ</sup>します三<sup>ミ</sup>の神<sup>カミ</sup>、宮<sup>ミヤ</sup>の中に見<sup>ミ</sup>れまして言<sup>コト</sup>りたまはく、何ぞ我が民を奪<sup>ウバ</sup>ひたまふ。吾今汝に慚<sup>ハジ</sup>みせむ。是に於て禰<sup>ニ</sup>りて祠<sup>ミタマ</sup>らず。秋九月乙酉朔壬寅<sup>ニ</sup>（〇十八日）。天皇淡路<sup>アヲ</sup>嶋<sup>シマ</sup>に狩<sup>カ</sup>したまふ。是の日河内<sup>カハチ</sup>の飼部<sup>ウマカヒ</sup>等、從<sup>オホトモ</sup>駕<sup>マツ</sup>り轡<sup>クワ</sup>を執<sup>ト</sup>れり。是より先飼部<sup>メサキウベ</sup>の<sup>メサキウベ</sup>、皆未だ差<sup>サ</sup>えず。時に嶋<sup>シマ</sup>に居<sup>ミ</sup>します伊



辨諸神、祝に託りて曰く。血の臭きに堪へじ。因て以てトふに兆にしも云く、飼部等の黥の氣を惡みたまふ。故れ是より後頼絶に、飼部を黥かずて止みぬ。癸卯〔〇十九日〕風なす聲あり、大虚に呼びて曰く。「劔刀太子王也」亦呼びて曰く、

鳥往來ふ、羽田の汝妹は、羽狹丹葬り立往、(汝妹、此をナニモといふ)亦曰く、

「狹名來田の、蔣津の命、羽狹丹葬り立往也。」俄にして使者忽に來りて曰く。皇妃薨りましぬ。天皇

大く驚きたまひて便ち命、駕りて歸りたまふ。丙午〔〇廿二日〕淡路より至りましぬ。多十月甲寅朔甲子

〔〇十一日〕皇妃を葬りたまひぬ。既にして天皇神の祟を治めたまはずて、皇妃を亡ひしを悔いたまひ、更

に其の咎を求む。或者の曰く、車持君、筑紫國に行りて、悉に車持部を按り、兼ねて充神者を取れり。

必ず是の罪ならむ。天皇則ち車持君を喚し、以て推問ひたまふ。事既に實なり。因りて以て數めて曰く。

爾車持君と雖も、縦に天子の百姓を檢按り。罪一なり。既に神祇に分寄てたるを車持部、兼ねて奪取れ

り。罪二なり。則ち惡解除、善解除を負ひて長渚崎に出で、被へ禊がしむ。既にして詔して曰く、今より

以後、筑紫の車持部を掌ることを得ざれ、乃ち悉に收めて以て更に分りて三神に奉りたまふ。

六年春正月癸未朔戊子〔〇六日〕。草香の幡校、皇女を立て、皇后と爲したまふ。辛卯〔〇九日〕。始め

て藏、藏を建つ、因りて藏部を定めたまふ。二月癸丑朔、鯉魚磯別、王の女、大姫郎姫、高鶴郎姫を喚し

て、後宮に納れて並に嬪と爲たまふ。是に於て二の嬪恒に歎きて曰く。悲きかも吾兄王、何處にか去

にけむ。天皇其の歎を聞として問ひて曰く。汝何をか歎息く。對曰く。妾が兄、駕住王、爲人強力く

輕捷し、是に由りて、獨り入尋屋を馳越へて遊行き。既に多くの日を経て面言ことを得ず、故れ歎くと

まをしき。天皇其の強力ことを悦びて、以て喚したまへど參來ず。亦使を軍ねて召せど猶參來ず。恒に住

吉邑に居す。是より以後、廢みて求めたまはず。是れ讚岐、國造、阿波、國の脚咋別、凡て二族の

始祖なり。三月壬午朔丙申〔〇十五日〕。天皇玉體不愈たまひて、水土不調ひ、稚櫻宮に崩りましぬ。(時

に年七十)多十月己酉朔壬子〔〇四日〕。百舌鳥の耳原、陵に葬りぬ。

瑞齒別天皇 反正天皇

瑞齒別天皇は、去來穗別天皇の同母の弟なり。去來穗別天皇の二年に立ちて皇太子と爲りたまふ。天皇初め淡路宮に生まれたまふ。生れましなから齒一骨の如く、容姿美麗し。是に井有り、瑞井と曰ふ。則ち汲みて太子に洗しまつる。時に多遲の花落りて井の中にあり。因りてしも、太子の名と爲したまひき。多遲の花は、今の虎杖花なり。故れ稱へて多遲比、瑞齒別天皇と謂す。六年の春三月、去來穗別天皇崩りましぬ。

元年春正月丁丑朔戊寅〔〇二日〕。儲君天皇位しらしめたまふ。秋八月甲辰朔己酉〔〇六日〕。大宅臣の祖、木事、津野媛を立て、皇夫人と爲し、香火姫、皇女、圓皇女を生ませたまふ。又夫人の弟、弟媛



を納して、財ノ皇女と高部ノ皇子とを生ませたまふ。冬十月、河内の丹比に都ミヤコしたまふ。是を柴籬ノ宮と謂す。是の時に當りて、風雨時に順ひて五穀成熟り、人民富饒ひ、天下太平なり。是年大歲丙午。六年春正月甲申朔内午（○校云、集解作、五年春正月戊申朔丙子（○廿九日））天皇正寢に崩ましぬ。

日本書紀卷第十二 終

日本書紀卷第十三

雄朝津間稚子宿禰天皇 允恭天皇  
穴穗天皇 安康天皇

雄朝津間稚子宿禰天皇

雄朝津間稚子宿禰天皇は、瑞齒別ノ天皇の同母の弟なり。天皇岐嶽より総角に至りて、仁惠儉下たまへり。壯マコトに及びて薦病ミヤマヒヤツく、容止不更らず、六年（○五年カ）春正月に瑞齒別ノ天皇崩りましぬ。爰に群卿マタキミに議して曰く。方に今大鷦鷯ノ天皇の子は、雄朝津間稚子宿禰ノ皇子と、大草香ノ皇子となり。然して雄朝津間稚子宿禰ノ皇子は、長にして仁み孝オヤニシタガひたまひぬ。即ち吉日を選びて跪きて天皇の璽シを上つる。雄朝津間稚子宿禰ノ皇子、謝曰く、我が不天オキハヒナきこと久く薦疾オヒキヤヒに離り、歩行アリキあたはず。且我既に病を除めむと欲ひて、獨り奏言マフサずして、密に身を破りて病を治むれども、猶差イユるなし。是に由りて、先の皇責ミツドめて曰く。汝患病ヤミて縦に身を破り不孝オニシタリハヌこと、孰れか茲より甚しからむ。其れ長生ナガラへぬとも、遂に繼業アヲヒツギシラすことを得し。亦我が兄イロネの二ノ天皇、我を愚オコなりとして輕りたまひしこと、群卿共に



知れる所なり。夫れ天下はし、大なる器なり。帝位は鴻業なり。且民の父母は斯れ則ち聖賢の職、豈に下愚の任へむや。更に賢王を選びて宜しく立つべし。寡人敢へて當らし。羣臣再拜言く、夫れ帝位は以て久く曠くすべからず。天命は以て謙り距ぐべからず。今大王時を留め、衆に逆ひて號と位とを正しくしたまはずば、臣等百姓の望み絶えむことを恐る。願は大王勞しと雖も、猶天皇の位に即きたまへ。雄朝津間稚子宿禰皇子曰く、宗廟社稷を奉るは重き事なり。寡人薦疾みて、以て稱ふに足らず。猶辭びて聽しめさず。是に於て群臣皆固く請して曰く、臣伏して計るに、大王の皇祖の宗廟を奉けたまふは最も宜稱り。天下のし、萬民と雖も、皆以て宜なりとす。願は大王聽たまへ。

元年冬十有二月、妃忍坂大中姫命、羣臣の憂吟ふを苦しみて親洗手水を執り、皇子の前に進め、仍りて啓して曰く、大王辭みたまひて位に即きたまはず。位空しく既に年月を経ぬ。群臣百寮愁ひて所爲を知らず。願は大王群望に従ひたまひて、強に帝の位に即きたまへ。然れども皇子聽したまふことを欲りしたまはずて、背居まして、言たまはず。是に於て大中姫命、惶りて退かむことを知らずて侍ひ四五尅を経ぬ。此の時に當りて、季冬の節に、風亦烈しく寒く、大中姫の捧ぐる鏡の水、溢れて腕に凝り、寒に堪へずしてし、死なむとしたまふ。皇子顧みて驚きたまひ、則ち扶け起して、謂て曰く、嗣位は重事なり。輒く就ことを得ず、是を以て今に従はず。然れども今羣臣の請ふ事理灼然なり。何ぞ遂に謝まむや。爰に大中姫命、仰ぎ歡びて、則ち群卿に謂ひて曰く、皇子將に羣臣の請を聽したまはむとす。今

當に天皇の璽符を上つれ。是に於て羣臣大く喜びて、即日天皇の璽符を捧げ、再拜みて上る。皇子の曰く、群卿共に天下の爲に寡人に請ふ。寡人何ぞ敢へて遂に辭まむとのたまひて、乃ち帝位に即きたまふ。是の年太歳壬子。

二年春二月丙申朔己酉、十四日、忍坂大中姫を立て、皇后と爲したまふ。是の日皇后の爲に刑部を定めたまふ。皇后は、木梨輕皇子、名形大娘、皇女、境黑彦皇子、穴穗天皇、輕大娘、皇女、八釣、白彦皇子、大泊瀬稚武天皇、但馬橋大娘、皇女、酒見皇女を生ませたまふ。初め皇后、母に隨ひて家に在しき。獨り苑の中に遊びたまふ。時に鬮羅國造、傍の徑より行き、馬に乗りて籬に莅みて皇后に謂ひて嘲りて曰く、能く園を作る、汝者(汝、此をナビトと云ふ)且曰く、いでとし、其の蘭一莖を。(壓乞、此をイデと云ふ、戸母、此をトジと云ふ)。皇后則ち一根の蘭を探りて、馬に乗れる者に與ふ。因りて以て問ひて曰く、何に用むとて蘭を求むるや。馬に乗れるし、者對へて曰く、山を行き蟻を撥はむ。(蟻、此をマグナキと云ふ)時に皇后、意裏に馬に乗れる者の辭の无禮きを結びて、即ち謂ひて曰く、首よ、余忘れし。是の後皇后、登祚の年、馬に乗りて蘭を乞ひし者を覓めて、昔日の罪を數めて以て殺さむと欲。爰に蘭を乞ひし者、額を地に捨きて、叩頭て曰く、臣が罪、實に當萬死れり。然れども其の日に當りては、貴者にまさむと知らず。是に於て、皇后死刑を赦したまひて、其の姓を貶して稻置と謂ふ。

三年春正月辛酉朔、使を遣して良醫を新羅に求めしむ。秋八月、醫新羅より至れり。則ち天皇の病を



治さしむ。未だ幾時も經ざるに、病已にし<sup>4</sup>。差えぬ。天皇歡びたまひ、厚く醫に賞して、國に歸したまふ。

四年秋九月辛巳朔己丑(○九日)。詔し曰く。上古の治、人民所を得て、姓名錯はず。今朕踐<sup>アツヒツギ</sup> 祚めして、茲に四年、上下相争ひて、百姓安からず。或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高氏を認む。其の治に至らざるは、蓋し是に由りてなり。朕不賢と雖も、豈に其の錯るを正さざらむや。羣臣議定めて奏せ。羣臣皆言さく。陛下失を擧げ、枉れるを正して氏姓を定めば、臣等<sup>ウチノラカ</sup> 死と奏せば可れぬ。戊申(○廿八日)詔して曰く。羣卿百寮及諸國の造等皆各言さく。或は帝皇の裔、或は異く天降れりと、然も三<sup>ミツ</sup> 才顯分て以來、多に萬歳を廢たり。是を以て一氏蕃息りて、更に萬の姓と爲れり。其の實を知り難し。故れ諸氏姓の人等、沐浴み、齋戒りて、各盟神探湯せよ。則ち味懼丘の、辭禍戸碑に探湯瓮を坐えて、諸人を引きて赴かしめて曰く。實を得は則ち全し、偽れる者は必ず害れなむ。(盟神探湯、此をクガダチと云ふ。或は渥を釜に納れて煮沸して手を擧げて、湯の渥を探り、或は斧を火の色に焼きて掌に置く。)是に於て諸人、各木綿手纏を著けて、釜に赴きて探湯す。則ち實を得る者は自ら全く。實を得ざる者は皆傷れぬ。是を以て故に詐る者は、愕然き、豫め退きて進むこと無し。是より後、氏姓自ら定りて、更に詐人無し。五年秋七月丙子朔己丑(○十四日)。地震る。是より先、葛城の襲津彦の孫、玉田宿禰に命せて、瑞齒別に天皇の殯を主らしむ。則ち地震る夕に當りて、尾張連吾襲を遣して殯宮の消息を察せしむ。時に諸

人悉く聚ひて闕なし。唯だ玉田宿禰無<sup>ハムラス</sup> 吾襲奏て言さく。殯宮の大夫、玉田宿禰殯所に見えず。則ち亦吾襲を葛城に遣して玉田宿禰を視せしめたまふ。是の日玉田宿禰、方に男女を集へて酒のみ宴す。吾襲狀を擧げて具に玉田宿禰に告ぐ。宿禰則ち事あらむことを畏みて、馬一匹を以て吾襲に授けて禮幣と爲す。乃ち密びて吾襲を遮りてし<sup>シ</sup>。道路に殺し、因りて以て武内宿禰の墓域に逃隠りぬ。天皇聞しめして、玉田宿禰を喚したまふ。宿禰疑ひて、甲を襖の中に服て参赴り。甲の端衣の中より出でたり。天皇分明に、其の狀を知しめさむと欲りたまひて、乃ち小墾田采女をして酒を玉田宿禰に賜はしむ。爰に采女分明に衣の中に鏝有るを瞻て、具に天皇に奏す。天皇兵を設けて將に玉田宿禰を殺さむとす。乃ち密に逃出で、家に匿くる。天皇更に卒を發して玉田が家を圍みて捕へて乃ち誅さしむ。多十有一月、甲戌朔甲申(○十一日)。瑞齒別、天皇を耳原ノ陵に葬りましめ。七年冬十二月壬戌朔、新室に讎したまふ。天皇親琴撫きたまふ。皇后起ちて憐ひたまふ。憐既に終りて禮事を言したまはず。當時の風俗、宴會に儻者、儻ひ終りて則ち自ら座長に對ひて曰く。娘子を奉る。時に天皇、皇后に謂して曰く。何ぞ常の禮を失へる。皇后惶まり復た起ちて憐ひ、儻竟て、娘子を奉らむと。天皇即ち皇后に問ひて曰く、所奉とする娘子は誰れぞ。姓字を知らまく欲りすと。皇后已むをえずて奏し言く。妾が弟名は弟姫なりとまをす。弟姫は容姿絶妙れて比なし。其の艶色衣より徹りて見る。是を以て時人、号を衣通郎姫と曰ふ。天皇の志、衣通郎姫に存けたまへり。故に皇后を



強ひて進らしむ。皇后知めして、輒く禮言を言さず。爰に天皇歡喜まして、則ち明日使者を遣して弟姫を喚  
 したまふ。時に弟姫母に隨ひて近江の坂田に在り。弟姫皇后の情を畏みて、參向す。又重ねて七たび喚  
 せど、猶固辭て至らず。是に於て天皇悦びたまはず、復一舍人、中臣、烏賊津使主に勅して曰く、皇后  
 の進れる娘子弟姫は、喚せども來らず。汝自ら往りて弟姫を召將て來ば、必ず敦く賞せむとのりたまふ。  
 爰に烏賊津使主、命を承りて退り、糲を裾の中に裹みて、坂田に到り、弟姫が庭中に伏して言さ  
 く。天皇の命以て召す、弟姫對へてし。曰く、豈に天皇の命を懼まざらむや。唯だ皇后の志を傷らむこ  
 とを欲りせざるのみ。妾身亡ふとも參赴すとまをす。時に烏賊津使主對へて言く、臣既に天皇の命を被  
 たまはりしに、必ず召喚て來。若し將來すば、必ず罪むとのたまひき。故れ返りて極刑れむよりは、寧庭に伏  
 して死なまくのみ。仍りて七日まで庭中に伏せり。飲食を與ふれども滄はず。密に懷の中の糲を食ふ。  
 是に於て弟姫以爲く、妾皇后の嫉に因りて、既に天皇の命を拒み、且つ君の忠臣を亡はむ。是亦妾が  
 罪なりと、則ち烏賊津使主に從ひて來く。倭の春日に到りて櫟井の上に食ふ。弟姫親ら酒を使主に賜ひ  
 て其の意を慰む。使主即日京に至てし。弟姫を倭直吾子籬の家に留めて、天皇に復命しき。天皇大く  
 歡びたまひて、烏賊津使主を美めて敦く寵みたまふ。然れども皇后の色平からず。是れを以て宮中に  
 近づくること勿く、則ち別に殿屋を藤原に構りて居らしむ。大泊瀬天皇を産れます夕に適りて、天皇始  
 めて藤原宮に幸す。皇后聞こしめして恨みて曰く、妾が初め結髪しより後宮に陪ること既に多の年を経

ぬ。甚きかも、天皇。今妾産みて死生相半なり。何の故に今夕に當りてしも藤原に幸すといひて、乃ち自  
 ら出で、産殿を燒きて死なむとす。天皇聞しめして大く驚きて曰く。朕過ちなりと、因りて皇后の意を  
 慰諭へたまふ。』<sup>8</sup>

八年春二月藤原に幸し、密に衣通姫の消息を察たまふ。是の夕、衣通、郎姫天皇を戀ひまつりて、獨り居  
 り。其の天皇の臨を知らずして歌曰く、

我夫子が、來べき夜なり、さゝがにの、蜘蛛の行、今夜しるしも。

天皇是の歌を聆しめし、則ち感情おはしまして歌て曰く。

小形文、錦の紐を、解き放けて、數多はねずに、唯一夜ののみ。

明日に天皇井の傍の櫻の華を見まして歌て曰く。

花ぐはし、櫻の愛、ことめでは、早しは愛でず、吾めづる兒ら。

皇后聞こしめして且大く恨みたまふ。是に於て衣通、郎姫奏し言さく。妾常に王宮に近きて、晝夜相續ぎ  
 て陛下の威儀を視まく欲りす。然れども、皇后は則ち妾の姉なり。妾に因りて以て恒に陛下を恨みたまふ。  
 亦妾が爲に苦します。是を以て冀くは王宮を離りて遠く居むと欲りす。若しは皇后の嫉意少しく息むか  
 と。天皇則ち更に宮室を河内の茅渟に興造て衣通郎姫を居らしむ。此に因りて以て屢、日根野に遊蕩した  
 まふ。



九年春二月茅渟宮に幸したまふ。秋八月、茅渟に幸す。冬十月、茅渟に幸す。十年春正月、茅渟に幸したまふ。是に於て皇后奏言さく、妾毫毛ばかりも、弟姫を嫉むに非ず。然れども恐くは、陛下屢ば茅渟に幸ますこと、是れ百姓の苦みならむ、仰願は車駕の數を除めたまへ。是の後希に幸しつ。

十一年春三月癸卯朔丙午（〇四日）。茅渟宮に幸したまふ。衣通郎姫歌ひて曰く、  
常しへに、君も遇へやも、いさなとり、海の濱藻の、寄る時々を。

時に天皇衣通郎姫に謂りて曰く、是の歌は他人に聆かしむべからず。皇后し、聞かば、必ず大く恨まむ。故れ時、人濱藻を號けて、奈能利曾毛と謂ふ。是より先衣通郎姫、藤原宮に居ます。時に天皇、大伴室屋連に詔して曰く、朕頃美麗き嬢子を得たり。是は皇后の母弟なり。朕心に異に愛へり。冀くは其の名を後葉に傳へむと欲ふ、奈何に。室屋連勅に依りて奏すに可れぬ。則ち諸國造等に科せて衣通郎姫の爲に藤原部を定めたまふ。

十四年秋九月癸丑朔甲子（〇十二日）。天皇淡路嶋に獵したまふ。時に麋鹿猿猪、莫莫紛紛、山谷に盈つ。焱のごと起ち、嶋のごと散ぐ、然れども終日に以て一の獸を獲ず。是に於て、獺を止めて、更にトトふ。嶋の神崇りし、て曰く。獸を得ざるは、是れ我が心なり。赤石の海の底に眞珠あり。其の珠を我に祠らば、則ち悉く當に獸を得べし。爰に更に處處の白水郎を集へて以て赤石の海の底を探かしむ。海深くして底に

至ること能はず。唯だ一の海人あり、男狹磯と曰ふ。是れ阿波國の長邑の海人なり。諸の海人に勝れたり。好く深きところを探る。是の腰に繩を繫けて海底に入り、差須臾して出で、曰く、海の底に大蝮あり。其處光れり。諸人皆曰く、嶋の神の請せる珠は、殆是の蝮の腹に有るか。亦入りて探く。爰に男狹磯、大蝮を抱きて泛き出でたり。乃ち息絶えて以て浪の上に死ぬ。既にして繩を下して海の底を測るに、六十尋なり。則ち蝮を割けば實に眞珠腹中にあり。其の大き桃子の如し。乃ち嶋神を祠りて獲したまふ。多に獸を獲つ。唯だ男狹磯が海に入りて死にしことを悲しみ、則ち墓を作りて厚く葬る。其の墓猶今に存ず。

二十三年春三月甲午朔庚子（〇七日）。木梨輕皇子を立て、太子と爲したまふ。容姿佳麗し。見る者自に感づ。同母の妹、輕大娘皇女、亦艶妙し。太子恒に大娘皇女に合せむと念ほす。罪あることを畏みて黙せり。然れども感たまふ情、既に盛りにましまして、殆死に至らむとす。爰に以爲さく、徒に死なむよりは、罪ありと雖も、何ぞ忍び得むやと。遂に竊に通けて、乃ち悞懷少か息む。因りて以て歌ひし、て曰く。

あしひきの、山田を作り、山高み、下樋をわしせ、下なきに、吾が泣く妻、片泣きに、吾が泣く妻、こそく、易くはだふれ。

二十四年夏六月、御膳の羹汁凝以作氷り。天皇異みまして、其の所由をトヘしむ。ト者曰く、内の亂あり。



蓋し親親相野たるか。時に人ありて曰く、木梨輕太子、同母の妹、輕大娘皇女に野けたまへり。因りて以て推問ふに、辭既に實なり。太子は是れ儲君たり。罪することを得ず。則ち<sup>L11</sup>輕大娘皇女を伊豫に流す。是の時太子歌ひて曰く、

王を、嶋に放り、舟あまり、い歸りこむぞ、わがたみゆめ。ことをこそ、疊といはめ、我妻をゆめ。

又歌ひて曰く、

天飛む、輕處女、いたなかば、人知りぬべみ、はさの山の、鳩の、した泣きに泣く。

四十二年春正月乙亥朔戊子(○十四日)。天皇崩りましぬ。時に年若干、是に於て新羅王、天皇既に崩りましぬと聞きて、驚愁ひて、調船<sup>L12</sup>八十艘、及び種種の樂人八十を貢ぎ上る。是れ對馬に泊りて大に哭す、筑紫に到りて亦大に哭す、難波津に泊て、則ち皆素服て悉に御調を捧げ、且つ種種の樂器を張り、難波より京に至りて、或は哭泣ち或は歌憊ひ、遂に殯宮に參會ふ。多十月庚午朔己卯(○十日)。天皇を河内の長野原ノ陵に葬る。多十一月、新羅の吊使等喪禮既に闋みて還る。爰に新羅人、恒に京城の傍の、耳成山、畝傍山を愛み、則ち琴引坂に到り顧みて曰く、宇泥咩巴那、弥弥巴那、是れ未だ風俗の言語に習らはず。故に畝傍山を詛りて宇泥咩と謂ひ、耳成山を詛りて彌彌と謂ふ。時に倭の飼部、新羅の人に從ひて<sup>L12</sup>是の辭を聞きて疑ひて以爲るは、新羅人采女に通けたり。乃ち返りて大泊瀬皇太子に啓す。皇

子則ち悉く新羅使者を禁固へて推問ひたまふ。時に新羅使者啓して曰く。采女を犯すこと無し、唯だ京の傍の兩ノ山を愛でて言しのみ。則ち虚言を知しめして、皆原したまふ。是に於て新羅人大に恨みて更に貢上る物の色、及び船數を減す。多十月庚午朔己卯(○十日)。天皇を河内の長野原の陵に葬しまつる。<sup>L13</sup>

穴穗天皇 安康天皇

穴穗天皇は、雄朝津間稚子宿禰天皇の第二子なり。(一に云く、第三子なり)母は忍坂大中姫命と曰す。稚淳毛二岐皇子の女なり。四十二年春正月天皇崩りましぬ。多十月癸卯禮畢る。是の時に、太子暴虐行たまひて、婦女に淫け、國人謗りまつり、群臣從へまつらず。悉く穴穗皇子に隸さぬ。爰に太子、穴穗皇子を襲むと欲りして、密に兵を設く。穴穗皇子、復兵を興して戦はむとす。故れ穴穗の括箭、輕の括箭、始めて此時に起れり。時に太子羣臣の從はず、百<sup>L13</sup>姓の飛き違ふを知りて、乃ち出で、物部大前宿禰の家に置れたまふ。穴穗皇子聞きて則ち圍む。大前宿禰門に出で、迎へまつる。穴穗皇子歌ひて曰く、

大前、小前宿禰が、金門かけ、かく立寄らね、雨立ち止めむ。  
大前ノ宿禰答歌して曰く。  
宮人の、足結の小鈴、落ちにきと、宮人とよむ、里人もゆめ。



乃ち皇子に啓して曰く、願くは太子を勿害ひたまひそ。臣將に議むとす。是に由りて太子、自ら大前、宿禰の家に死にたまひぬ。(一に云く、伊豫國に流すと)十二月己巳朔壬<sup>14</sup>午(〇十四日)。穴穗、皇子天皇、位に即きたまふ。皇后を尊とびて皇太后と曰す。則ち都を石上に遷したまふ。是を穴穗宮と謂ふ。是の時に當りて、大泊瀬、皇子は瑞齒別、天皇の女等を聘へたまはむと欲りす。(女の名諸記に見えず)。是に於て皇女等對へて曰く、君王恒に暴く強くまします。儻忽に忿起たまへば、則ち朝に見ゆる者は、夕に殺され、夕に見ゆる者は朝に殺さる。今妾等顔色秀れず。加以情性拙し。若し威儀、言語、毫毛ばかりも王の意に似はずば、豈に親しみたまはむや。是を以て命を能奉らずとまをして、遂に遁れて聽けず。

元年春二月戊辰朔、天皇、大泊瀬、皇子の爲に<sup>14</sup>大草香、皇子の妹、幡梭、皇女を聘へむと欲す。則ち坂本、臣の祖、根、使主を遣して大草香、皇子に請はして曰く、願は幡梭、皇女を得て以て大泊瀬、皇子に配せむとす。爰に大草香、皇子對へて言く、僕、頃、患重病り愈えず。譬へば、物を船に積みて潮を待つが如し。然れども死は、命なり、何ぞ惜むに足らむ。但だ妹幡梭、皇女の孤を以てえ易かに死なざらくのみ。今陛下、其の醜を嫌ひたまはずて、苜菜の數に満てたまはゞ、是れ甚く大きな恩なり。何ぞ、命の辱きを辭みまつらむ。故れ、丹心を呈はさむと欲りて私の寶、名は押木の珠縵を捧げて(一に云く、立縵、又云く、磐木、縵)使せる。臣、根、使主に附けて敢へて奉獻る。願は物<sup>15</sup>輕賤と雖ども、納めて信契と爲す。是に於て根、使主、押木、珠縵を見て、其の麗美きを感で、盗みて己が寶と爲さむと以爲し、則ち詐りて天皇

に奏して曰く。大草香、皇子は命を奉らず。乃ち臣に謂ひて曰く、其れ同族と雖ども、豈に吾妹を以て妻と爲るを得むや。既にして縵を留めて己に入れて獻らず。是に於て天皇根、使主の讒言を信けたまひ、則ち大く怒りまして、兵を起し、大草香、皇子の家を圍みて殺しつ。是の時に難波の吉師、日香、父子、並に大草香、皇子に仕ふ。共に其の君の罪なくて死するを傷みて、則ち父は王の頸を抱き、一子は各王の足を執りて唱ひて曰く、吾が君罪無くて以て死にたまふ。<sup>15</sup>悲しきかも。我が父子三人、生きますとき事へ死にますとき殉はずば、是れ臣ならず。即ち自ら刎ねて皇子の戸の側に死ぬ。軍衆悉に流涕む。爰に大草香、皇子の妻、中蒂姫を取りて宮中に納れ、因りて妃と爲たまふ。復た遂に幡梭、皇女を喚して大泊瀬、王子に配せたまふ。是の年太歲甲午。

二年春正月癸巳朔己酉(〇十七日)。中蒂姫、命を立て、皇后と爲したまふ。甚く寵みたまふ。初め中蒂姫、命、眉輪、王を草香、皇子に生ませたまふ。乃ち母に依りて以て罪を免がることを得たり。常に宮中に養す。三年秋八月甲申朔壬辰(〇九日)。天皇眉輪、王の爲に殺せまつられたまふ。<sup>16</sup>(辭具に、大泊瀬、天皇記に在り)。三年の後に、乃ち菅原の伏見、陵に葬めまつる。<sup>16</sup>



日本書紀卷第十四

大泊瀬幼武天皇 雄略天皇

大泊瀬幼武ノ天皇は、雄朝津間稚子ノ宿禰ノ天皇の第五子なり。天皇産れまして、神光殿に満てり。長りて伉健くましますこと人に過ぎたり。三年八月穴穗ノ天皇沐浴たまはむと意して山ノ宮に幸ます。遂に樓に登りまして遊目けたまひ、因りて酒を命して肆宴しめす。爾乃情盤て樂極り、間ふるに言談したまふと、願に皇后に謂りて（去來穗別ノ天皇の女を中蒂姫ノ皇女、更名を長田大娘皇女と曰す。大鶴鶴ノ天皇の子、大草香ノ皇子、長田ノ皇女を娶りて、肩輪ノ王を生みたり。後に穴穗ノ天皇、根ノ臣の讒を用ひて大草香ノ皇子を殺して、中ノ一蒂姫ノ皇女を立て、皇后と爲したまふ。語は穴穗天皇ノ紀に在り）曰く。吾妹（妻を稱して妹と爲すは古の俗か）汝と親昵と雖も、朕肩輪ノ王を畏る。肩輪ノ王幼年して樓の下に遊戯れて、悉に談を聞きつ。既にして穴穗ノ天皇皇后の膝を枕きて晝醉眠臥まひき。是に於て肩輪ノ王其の熟睡せるを伺ひて刺殺せまつる。是の日大舍人、（姓字を闕せり）驟せて天皇に言して曰く。穴穗ノ天皇、肩輪ノ王の爲に弑せられたまひぬ。天皇大く驚きたまひ、即ち兄等を猜ひ、甲を被り刀を帶きて、兵を卒て自將となりたまひ、八鈎ノ白彦ノ皇子を逼問ひたまふ。皇子其の害られむと見て嘿坐して語まはず。天皇乃ち刀を抜きて斬りたまひ、更坂合ノ黒彦ノ皇子を逼問ひたまふ。皇子亦害はれむと知り、嘿し

坐して語まはず。天皇の忿怒彌盛りなり。乃ち復并て肩輪ノ王を殺さむと欲すが爲に所由を案劾たまふ。肩輪ノ王の曰く、臣元より天位を求めず。唯だ父の仇を報ゆるのみ。坂合ノ黒彦ノ皇子、深く疑はるゝを恐れて、竊に肩輪ノ王に語り、遂に共に間を得て、出て圓大臣の宅に逃れ入りぬ。天皇使を使して乞はしめたまふ。大臣使を以て報曰く。蓋聞く、人の臣、事あるときは逃れて王室に入る、未だ君王の臣の舎に隠匿るを見ず。方に今坂合ノ黒彦ノ皇子と肩輪ノ王と深く臣が心を恃みて臣が舎に來れり。詎に圍によるに送らむや。是に由りて天皇復益兵を興して大臣の宅を圍みたまふ。大臣庭に出立して脚帶を索ふ。時に大臣の妻し、脚帶を持來て愴み、傷懷れて歌曰く。

臣の子は、たへの袴を、七重をし、庭に立して、脚帶なだすも。

大臣装束已に畢りて、軍門に進みて、跪拜み曰く。臣被戮る雖も、敢て命を聽まつること莫けむ。古ノ人云へること有り。匹夫の志も奪ふ可きこと難し。方に臣に屬れり。伏して願は大王、臣が女韓媛と、葛城ノ宅七區とを奉獻り以て罪を贖はむことを請ひます。天皇許したまはず。火を縱け宅を燔きたまふ。是に於て大臣は黒彦ノ皇子、肩輪ノ王と俱に燔死されぬ。時に坂合部ノ連賢ノ宿禰、皇子の屍を拘きて燔死されぬ。其の舍人等（名字を闕けり）燒ける所を収め取れど、遂に骨を擲ること難し。之を一棺に盛れて新漢ノ擬本の南ノ丘に合せ葬れり。（擬字未だ詳かならず。蓋し之れ槻か）多十月癸未朔、天皇、穴穗ノ天皇の曾市邊ノ押盤ノ皇子を以て國を傳へて遙に後の事を付屬けむと欲しを恨みまして乃ち人を市邊ノ押盤



皇子に使はして、陽りて狩獵せむと期り、郊野の遊せむとすめて曰く。近江の狹狹城山、君韓俗言く、今近江の來田綿の蚊屋野に於て、猪鹿多に有り。其の戴ける角は枯樹の末に類たり。其の聚へる脚は弱木林の如し。呼吸く氣息は、朝霧に似たり。願は皇子と、孟冬の作陰き月の寒風の肅然なる晨に、將に郊野に逍遙び、聊娛情みてし。騁せ射む。市邊、押磐、皇子、乃ち隨ひて馳せ獵す。是に於て大泊瀬、天皇弓、馬を驟せて、陽り呼ひて、猪有りと曰ひて即ち市邊、押磐、皇子を射殺しつ。皇子の帳内、佐伯部、賈輪、(更の名は仲子)。屍を抱きて駭惋て、所由しらに、反側び呼號びて、頭脚に往還ふ。天皇尙誅しつ。是の月御馬、皇子、曾三輪、君身狭と善しかりしを以て、故に慮を遣らむと思欲して、往ます。不意き道に邀軍に三輪の磐井の側に逢ひて、逆戰ふ。久しからずして、捉はれ刑る、臨に、井を指して詛ひて曰く。此の水は百姓唯だ飲むことを得む。王は獨り飲むこと能はじ。十一月壬子朔甲子(〇十三日)。天皇有し。司に命せて、壇を泊瀬の朝倉に設けて、既天皇位即。遂に宮を定めます。平群、臣眞鳥を以て大臣と爲し、大伴、連室屋、物部、連目を以て大連と爲たまふ。

元年春三月庚戌朔壬子(〇三日)。草香幡梭姫、皇女を立て、皇后と爲したまふ。(更の名は幡姫)是の月に三の妃を立てたまふ。元の妃葛城、圓、大臣の女を韓媛と曰ふ。白鬚武廣國押稚日本根子、天皇と、稚足姫、皇女(更の名、栲幡娘姫、皇女)とを生ませたまひぬ。是の皇女、伊勢、大神の祠に侍へり。次に吉備の上道、臣の女、稚媛(一本に云く、吉備の窪屋、臣の女)有り。二、男を生ませたまふ。長を磐城、皇

子と曰ひ、少を星川、稚宮、皇子と曰ふ。(下の文に見ゆ)。次に春日の和岬、臣深目が女有り、童女君と曰す。春日、大娘、皇女(更の名、高橋、皇女)を生ませたまふ。童女君は、本是れ采女なり。天皇一夜與して娠り。遂に女子を生めり。天皇疑ひて養したまはず。女子が行歩に及びて、天皇大殿に御します。物部、目、大連侍ひぬ。女子庭を過る。目、大連顧みて群臣に謂りて曰く、麗きかも、女子。古の人云へること有り、娜毗騰耶幡磐耳(此の古語未だ詳かならず)、清庭を徐歩く者は誰が女子ぞと言ふ。天皇曰く、何故に問ふや。目、大連對へて曰く、臣女子の行歩を觀るに、容儀能く天に似れり。天皇曰く、此を見る者咸言卿が尊る如し。然れども朕が一宵與して娠み、女を産むこと殊常し。是に由りて生疑し。大連の曰く、然らば則ち一宵に幾廻喚しきや。天皇の曰く、七廻喚しき。大連の曰く、此の娘子清身意を以て、一宵與したまふを奉れり。安を輒く生疑まして、他の潔く有るを嫌ひたまへる。臣、聞るに易産腹者は、禪を以て體に觸るからに、即便懷娠ぬ。况終宵與して妄に生疑ひたまふをや。天皇大連に命して、女子を以て皇女と爲し、母を以て妃と爲したまふ。是の年大歲丁酉。

二年秋七月百濟、池津媛、天皇の幸さむとしたまふに違ひまつりて、石、河、楯に嫁けぬ。舊本に云く、石河、股合、首の祖楯)天皇大く怒りたまひて、大伴、室屋大連に詔して來目部を使用して夫婦の四支を木に張りて假殿の上に置き火を以て燒死しつ。(百濟新羅に云く。己巳の年、蓋鹵王立つ。天皇阿禮奴跪を遣して、來りて女郎を索しむ。百濟慕尼夫人の女を莊飭ひ、適稽女郎と曰ひて、天皇に貢進る)。多十月辛未朔癸酉



〔〇三日〕。吉野宮に幸ます。丙子、御馬瀨に幸したまひ、虞人に命せて、縦まゝに獵り、重懸に凌り長  
 莽に赴く、移影かざるに、什か七ッ八ッを獵つ。獵する毎に大に獲、鳥獸將に盡むとす。遂に旋りて林泉に憩  
 ひて蕪澤に相羊び、行夫を息めて車馬を展ふ。羣臣に問ひて曰く、獵の場の樂は、膳夫をして鮮を割ら  
 しむると、自ら割ると何與れぞ。羣臣忽に能く對ること莫し。しち、是に於て天皇大に怒りまして刀を抜き  
 て御者、大津の馬飼を斬りたまふ。是の日に車駕吉野宮より至ります。國內の居民咸皆振怖ふ。是  
 に由りて皇太后と皇后とは聞こしめして大に懼れたまひ、倭采女日媛をして酒を擧げて迎へ進めまつる。  
 天皇采女の面貌の端麗しく、形容溫雅なるを見たまひて、乃ち和顔悦色たまひて曰く、朕豈に汝が妍咲を  
 觀まく欲りせざらむや。乃ち相携手て後宮に入まし、(皇)太后に語り曰く。今日の遊獵に大に禽獸を獲  
 たり。羣臣と鮮を割りて野饗せむと欲りし、羣臣に歷問ふに、能く有對すること莫し。故れ朕嘖りつ。皇太  
 后斯の詔の情を知りて天皇を慰め奉らむとして曰く。群臣陛下の遊獵場に因りてし、<sup>6</sup>穴人部を置きた  
 まはむとて群臣に降問ふことを悟らずして、羣臣の嘿然はべりたることは理り且た對すること難けむ。今貢  
 ること未だ晩からし。我を以て初むることを爲む。膳臣長野能く穴膾を作る。願は此を以て貢らむ。天  
 皇跪禮て受ひたまひて曰く。善きかも、鄙人の云ふ所、心を相知るを貴ふとは、此の謂なり。皇太后天  
 皇の悦ひたまふを視そなはして、歡喜盈懷まし。更に人を貢りたまはむと欲して曰く。我が厨人、菟田、  
 御戸部、眞鋒田、高天、此の二人を以て請ひて、加へ貢りて穴人部と爲むとす。茲れより以後、大倭の國造、

吾子籙宿禰、狹穗子鳥別を貢りて穴人部と爲す。臣連伴造、國造も又隨ひて續ぎて貢る。是月史戸河  
 上舍人部を置きたまふ。天皇<sup>6</sup>心を以て師と爲たまふ。誤りて人を殺したまふこと衆し。天下誹謗り  
 て言く、大く悪き天皇なり。唯だ愛寵たまふ所は、史部身狹村主青、檜隈の民使博徳等なり。  
 三年夏四月、阿閉臣國見(更の名は、磯特牛、梓幡)皇女と湯人、廬城部連武彦とを諧ちて曰く、武彦皇  
 女を汗しまつりて、任身ましめたり。(湯人、此をユエと云ふ)武彦の父枳菟、此の流言を聞きて、禍の  
 身に及ばむことを恐れ、武彦を廬城河に誘率て、僞使鷓鴣没水捕魚因其不意打殺しつ。天皇聞こして使者  
 を遣し皇女を案問しめたまふ。皇女對へて言く。妾識らず。俄にして皇女神鏡を賞持ちて五<sup>7</sup>十鈴の河  
 上に詣まして、人の行かぬを伺ひて鏡を埋め經死ぬ。天皇皇女の在さぬを疑ひたまひ、恒に闇夜に東西  
 に求覓め使めたまふ。乃ち河上に於て虹の見ゆること蛇の如く、四五丈の者あり。虹の起つ處を掘り  
 て神鏡を獲たり。移行の遠からざるに、皇女の屍を得たり。割きて、觀れば腹中に物ありて水の如し、水  
 の中に石あり。枳菟、斯れに由りて子の罪を雪ることを得。還りて子を殺すを悔いて國見を報殺むとす  
 れば石上ノ神宮に逃れ匿る。

四年春二月天皇葛城山に射獵したまふ。忽ち長人を見たまふ。來りて丹谷に望めり。面貌容儀天皇に相  
 似り。天皇是れ神なりと知しめせども、猶故に<sup>7</sup>問ひて曰く、何處の公ぞ。長人對へて曰く、現人之  
 神ぞ。先づ玉の諱を稱りませ。然して後に善はむ。天皇答曰く、朕は是れ幼武尊なり。長人次に稱曰



く、僕は是れ一事主ノ神なり。遂に與に遊田を盤み一鹿を逐逐て、相辭りて、箭を發なち轡を並べて馳騁せ、言詞恭恪しく、仙に逢へるが若きこと有り。是に日晚れて田罷みぬ。神、天皇を侍送りて、來目水に至る。是の時百姓咸言さく、徳ます天皇なり。秋八月辛卯朔戊申（〇十八日）。吉野ノ宮に行幸ます。庚戌（〇廿八日）。河上の小野に幸し、虞人に命して獸を斷しめ、躬から射むと欲して待ちたまふ。虻疾く飛び來りて天皇の臂を嗜ふ。是に於て蜻蛉忽然に飛來りてし。蟲を齧ひ將ち去ぬ。天皇厥の心有ることとを嘉びまして羣臣に詔して曰く。朕が爲に蜻蛉を讚めて歌賦めとのりたまふ。群臣能く敢へて賦む者なし。天皇乃ち口號曰く。

倭の、小牟漏の岳に、しゝ伏すと、誰か此の事、大前に申す。（一本、大前に申すを以て大君に申すに易ふ。）大君は、其を聞かして、玉纏の、胡床に立し、一本、タ、シを以てイマシに易ふ。倭文纏の、胡床に立たし、しゝ待つと、朕がいませば、さ猪待つと、朕が立たせば、手肘に、蛇かき着きつ、其の蛇を、蜻蛉速咋ひ、昆虫も、大君にまつらふ、汝が形は置かむ、秋津島倭。（一本、ハフムシモ以下を以てカクノゴト、ナニオハムト、ソラミツ、ヤマトノクニヲ、アキツシマトイフに易ふ。）

因りて蜻蛉を讚めて、此の地を名けて蜻蛉野と爲す。五年春二月、天皇、葛城山に狩獵したまふ、靈鳥忽に來る。其の大き雀の如く、尾長く地に曳けり。而て且つ鳴きて努力努力と曰ふ。俄にして逐はるゝ、嘖猪、草の中より暴に出でゝ人を逐ふ。獺徒瀨に縁り

大く懼る。天皇し、舍人に詔して曰く。猛しき獸人に逢へば則ち止む。宜しく逆へ射て且た刺めよとのりたまふ。舍人性懦弱く。樹に縁りて色を失ひ、五情無主なり。嘖猪直に來て、天皇を噬ひまつらむと欲す。天皇弓を用て刺止め、脚を擧げて踏殺しつ。是に於て田罷みて、舍人を斬らむと欲したまふ。舍人刑るゝに臨みて歌を作みて曰く。

やすみしゝ、我が大君の、あそばしゝ、猪のうたき、畏み、我が逃げ登りし、在丘の上の、榛が枝、吾兄を。

皇后聞し悲みて、感を興し止めたまふ。詔して曰く、皇后、天皇に興したまはずて舍人を顧みたまふと。對へて曰く。國人皆謂く、陛下安野して、しゝ獸を好みたまふ。無乃可らざるか。今陛下嘖猪の故を以て、舍人を斬りたまはゞ、陛下譬へば豺狼に異なること無けむ。天皇乃ち皇后と車に上りて歸りたまふ。萬歳と呼びて曰く、樂きかも、人皆禽獸を獵る、朕は善言を獵得て歸る。夏四月百濟の加須利君（蓋鹵王なり）池津媛の燔殺れたるを飛聞きて、籌議りて曰く、昔女人を貢りて采女と爲す。而既に禮無しとして我が國の名を失へり。今より以後、女を貢るべからず。乃ち其の弟軍君（崑支君なり）に告りて曰く、汝宜く日本に往でゝ、以て天皇に事へまつれ。軍君對へて曰く、上君の命は違ひ奉るべからず。願は君の婦を賜りて、後に遣し奉へ。加須利し、君、則ち孕婦を以て既に軍君に嫁與せて曰く。我が孕婦既に産月に當れり、若し路に産まば、冀は一船に載せて、隨ひて何處に至りとも、速に國に送らしめよ。遂に



與に辭訣れて朝に奉遣る。六月丙戌朔、孕婦果して加須利君の言の如く、筑紫の各羅嶋に於て兒を産めり。仍りて此の兒を名けて嶋君と曰ふ。是に於て軍君即ち一船を以て嶋君を國に送る。是を武寧王と爲す。百濟人此の嶋を呼びて主嶋と曰ふ。秋七月、軍君京に入る。既にして五子有り。(百濟新撰に云く、辛丑年、盖鹵王、弟琨支君を遣して大倭に向て、天皇に侍へまつらしめ、以て先の王の好を脩めしむ)。L10。六年春二月壬子朔乙卯(〇四日)。天皇泊瀬小野に遊びたまふ。山野の體勢を觀はして、慨然きて感を生ず。し歌曰く、

こもりくの、泊瀬の山は、出立の、宜しき山、走出の、宜しき山の、こもりくの、泊瀬の山は、あやに、うらぐはし、あやに、うらぐはし。

是に於て小野を名けて道の小野と曰ふ。三月辛巳朔丁亥(〇七日)。天后妃をして親桑こきて以て蠶事を勧めしめむと欲す。爰に螺贏に命して(螺贏は人の名なり。此をスガルと云ふ)國內の蚕を聚めしめたまふ。是に於て螺贏誤りて嬰兒を聚めてL11。天皇に奉獻る。天皇大く咲みまして、嬰兒を螺贏に賜ひて曰く、汝宜く自ら養せ。螺贏即ち嬰兒を宮墻の下に養ふ。仍りて姓を賜ひて少子部連と爲す。夏四月、吳國使を遣して貢獻る。

七年秋七月甲戌朔丙子(〇三日)。天皇少子部連螺贏に詔して曰く。朕三諸岳の神の形を見むと欲ふ。(或は云く、菟田の墨坂神なり)汝臂力人に過ぎたり。自らは云く、此山の神をば、大物主神と爲す。或は云く、菟田の墨坂神なり)汝臂力人に過ぎたり。自らは

きて捉へ來。螺贏答へて曰く、試に往りて捉へむ。乃ち三諸岳に登りて大なる蛇を捉取へて天皇に奉示る。天皇齋戒たまはず。其の雷虺虺き、目精赫赫く。天皇畏みて目を蔽ひて見たまはず。L11。殿中に劫入れたまひ、岳に放たしめたまひき。仍りて改めて名を賜ひて雷と爲す。八月官者、吉備の弓削部虚空、取急に家に歸る。吉備の下道の臣、前津屋(或本に云く、國造吉備臣山)留めて、虚空をして月を経るまであへて京都に上ることを肯聽はざらしむ。天皇身毛君大夫を遣して召さしむ。虚空召されて來て言く、前津屋小女を以て天皇の人と爲し、大女を以て己が人と爲し、競ひて相鬪はしめ、幼女の勝を見れば、即ち刀を抜きて殺しつ。復小き雄雞を以て呼びて天皇の雞と爲して、毛を抜き翼を剪り、大きな雄雞を以て呼びて己が雞と爲して、鈴と金の距を著け、競ひて鬪はしむ。禿なる雞の勝を見て、亦刀を抜きて殺すとまをす。天皇是の語を聞して、物部の兵士三十二人をして前津屋并に族七十人を誅殺しむ。是の歳、吉備の上道の臣田狹、殿の側に侍りて盛に稚媛を朋友に稱りて曰く、天下の麗人は、吾が婦に若く莫し。茂かに、綽かに、諸の好備はれり。擘かに、濫かに、種の相足れり。鉛花弗御、蘭澤無加。曠世に儔罕れにして、當時に獨り秀れたりといふ。天皇耳を傾けて遙に聽しめして、心に悦びたまひ、便ち自ら稚媛を求めて女御と爲したまはむと欲ほし、田狹を拜して任那國司に爲けたまひ、俄にして天皇稚媛を幸しつ。(田狹臣、稚媛を娶りて兄君弟君を生めり。別本に云く、田狹臣が婦、名は毛媛といへるは、葛城、襲津彦の子、玉田宿禰の女なり。天皇體貌閑麗しと聞きて、夫を殺



して自ら幸したまひつ。田狹既に<sup>12</sup>任所に之きて、天皇の其が婦を幸したまふと聞き、援を求めて新羅に入むと思欲ふ。時に新羅中國に事へまつらず。天皇田狹臣の子、弟君と吉備海部直、赤尾とに詔して曰く、汝宜く往きて新羅を討て、是に於て西漢の才伎、歡因知利側に在り、乃ち進みて奏曰く、奴より巧みなる者、多に韓國に在り、召して使ひたまふ可し。天皇群臣に詔して曰く、然らば則ち宜く歡因知利を以て弟君等に副へて、道を百濟に取り、并に勅書を下ひ、巧者を獻らしめよ。是に於て弟君命を衝たまはり、衆を卒て行きて百濟に到りて其の國に入る。國神老女に化爲りて、忽然に路に逢へり。弟君就きて國の遠さ近さを訪ふ。老<sup>13</sup>女報へて言く、復行きて一日〔〇月カ〕にして後に到る可し。弟君自ら路の遠きを思ひて伐たずして還り。百濟の貢れる今來才伎を大嶋の中に集聚へて、風候ふと託稱ちて、淹留まり數月ぬ。任那の國、司、田狹臣、乃ち弟君が伐たずして還るを喜びて、密に人を百濟に使りて、弟君を戒めて曰く、汝の領項、何の宰錮有りてか人を伐つや。傳に聞く、天皇吾が婦を幸したまひて、遂に兒息ます。(兒息己に上文に見ゆ)今恐くは禍の身に及ばむこと足を踏みて待つべし。吾が兒汝は百濟に跨據りて、日本に勿使通ひそ。吾は任那に據り有ちて亦日本に通はし。弟君の婦障媛は、國家の情深く、君臣の義切に、<sup>13</sup>忠白日に踰ゆ。節は青松に冠ざたり。斯の謀叛ことを惡みて、盜に其の夫を殺して室の内に隱埋め、乃ち海部直赤尾と與に百濟の獻れる手末才伎を將て大嶋に在り。天皇弟君不在ことを聞しめして、日鷹吉士、堅磐固安錢を遣し(堅磐、此をカタシハと云ふ)共に復命ま

をさしめたまふ。遂に即ち倭國吉磧廣津、邑に安置しめたまふ。而るに病死る者衆し。(廣津、此をヒロキツと云ふ)。是に由りて、天皇、大伴大連室屋に詔して、東漢、直掬に命して、新漢、陶部、高貴、鞞部、堅貴、畫部、因斯羅我、錦部、定安那錦、譯語、卯安那等を以て上桃原、下桃原、眞神原の三所に遷し居らしむ。<sup>14</sup>(或本に云く、吉備臣弟君、百濟より還り漢、手人部、衣縫部、突人部を獻る。)八年春二月、身狹村主青、檜隈、民使博德を遣して、吳國に使はす。天皇位に即きましより、是の歳に至るまで、新羅國背き誕りて、苞首入らざること、今に八年、而を大に中國の心を懼れて好を高麗に脩む。是に因りて高麗王、精兵一百人を遣りて、新羅を守らしむ。頃く有りて高麗の軍士一人、取假に國に歸れり。時に新羅人を以て典馬と爲して(典馬、此をウマカヒと云ふ)願に謂ひて曰く、汝の國は吾が國の爲めに破られむこと久しきに非し。(一本に云く、汝國は果して吾が土と成ること久しきに非し)。其の典馬聞きて、陽りて其の腹を思まねし、退きて<sup>14</sup>後れ在りき。遂に國に逃れ入り、其の所語を説きぬ。是に於て新羅王、乃ち高麗の偽り守ることを知りて、使を遣し馳せて國人に告して曰く、人家内に養なふ鶏の雄者を殺せ。國人意を知りて盡く國內に有る高麗人を殺す。惟に遺れる高麗一人あり。間に乘じて脱ることを得て、其の國に逃入りて皆具に爲説ふ。高麗王即ち軍兵を發して筑足流、城に屯聚む。(或本に都久斯岐、城と云ふ)遂に歌舞して樂を興す。是に於て新羅王、夜高麗軍の四面に歌ひ舞を聞きて賊の盡く新羅の地に入ると知り、乃ち人を任那王に使りて曰く、高麗王我が國を征伐つ。此の時に當りて、綴れ



疏の若し。然して國の危きこと殆累卵たるより過ぐ。15、命の脩短大だ計られざるなり。伏して救を日本府の行軍の元帥等に請ふ。是に由りて任那王、膳臣班鳩（班鳩、此をイカルガと云ふ）吉備臣小梨、難波吉士赤目子を勧め、往きて新羅を救はしむ。膳臣等未だ營に至らざるに止まりぬ。高麗の諸將、未だ膳臣等と相戦はざるに皆怖る。膳臣等乃ち自力で、軍を勞ひ、軍中に令ちて、促に攻具を爲して、急く進み攻つ。高麗と相守ること十餘日、乃ち夜險を鑿ちて地道と爲て、悉に輜車を過りて奇兵を設けたり。會明に高麗謂へらく、膳臣等遁れむと爲なり。軍を悉して來り追ふ。乃ち奇兵を縦ちて、歩騎夾み攻めて大く破りつ。二國の怨此によりて15、生る。二國を言ふは、高麗新羅なり。膳臣等新羅に謂りて曰く。汝至りて弱きを以て至りて強きに當れり。官軍救はざらましかば、必ず爲に乗れなまし。將に人の地と成りたらむ、殆此の役に。今より以後、豈に天朝を背きまつらむや。九年春二月甲子朔。几河内、直香賜と采女とを遣して、胸方神を祠しめたまふ。香賜と采女と既に壇所に至りて（香賜、此をカタブと云ふ）、事を行はむとするに及び、其の采女を野す。天皇聞しめして曰く。神を祠りて福を祈る、こと憤まざるべけむや。乃ち難波の日鷹吉士を遣りて誅さむとす。時に香賜即ち逃亡げて在らず。天皇復弓削、連豐穗を遣りて、普く國郡の縣に求む。遂に16、三嶋郡の藍原に執へて斬りつ。三月、天皇親ら新羅を伐むと欲す。神天皇に戒めて曰く。無往しそ。天皇是に由りて果して行さず。紀小弓宿禰、蘇我、韓子、宿禰、大伴、談、連（談、此をカタリと云ふ）、小鹿火、宿禰等に勅して曰く。新羅西

土に居りし自り葉を累ねて稱臣へり。朝聘ること違ふこと無し。貢職允に濟れり。朕の天下に王たるに逮ひて、身を對馬の外に投きて、跡を新羅の表に竄し、高麗の貢を阻ぎ、百濟の城を呑む。況むや後朝聘ること既に闕ぎ、貢職脩むること莫し、狼子の野心ありて、飽きて飛り、飢多て附く、汝四の卿を拜さして大將とす。宜く王帥を以て薄伐ちて、天罰あるを踐行なへ。16、是に於て紀小弓宿禰、大伴、室屋、大連を使って天皇に憂へ陳して曰く、臣拙弱しと雖も、敬みて勅を奉たまはる。但し今臣が婦命過りたるの際なり。能く臣を視養ふ者なし。公冀は此の事を將て具に天皇に陳せ。是に於て大伴、室屋、大連具に陳すことを爲す。天皇聞しめし悲顔歎たまひ、吉備上道、采女大海を以て紀小弓宿禰に賜ひて、身に隨へて視養ふことを爲せと、遂に推殺けて以て遣はす。紀小弓宿禰等、即ち新羅に入りて、行く傍の郡を屠りとる。（行屠は、並行き並撃つ）新羅王、夜官軍四面に鼓聲を聞きて盡に喉地を得ぬと知りて、數百の騎馬軍と亂ひ走ぐ。是を以て大に敗れ、小弓宿禰17、追ひて敵將を陣中に斬る。喉地悉く定まりて、遣の衆下はず。紀小弓宿禰亦兵を收めて、大伴、談、連等と會ふ。兵復大に振ふ。遣の衆と戰ふ。是の夕大伴、談、連、及び紀、崗前、來目、連皆力闘ひて死にぬ。談、連の從人、同姓津麻呂、後に軍中に入りて、其の主を尋覓む。從軍覓め出で、問ひて曰く、吾が主大伴、公、何處に在す。人告げて曰く、汝の主等は果て敵の手の爲に殺されきといひて屍の處を指示す。津麻呂聞き踏叱びて曰く、主既に陥にたり、何を用てか獨り全らむ。因りて復敵に赴き同時に殞命ぬ。頃く有りて遣の衆自ら退り、官軍亦隨ひて却



く、大將軍紀<sup>オホイササキ</sup>ノ<sup>シ</sup>17、小弓宿禰、<sup>オホヒ</sup>值病して薨せぬ。夏五月、紀、大磐宿禰、父既に薨ぬと聞きて、乃ち新羅に向きて、小鹿火宿禰の掌どれる兵の馬船の官、及び諸の小官を執りて、專用威命ぬ。是に於て小鹿火宿禰、深く大磐宿禰を怨む。乃ち韓子宿禰に詐告げて曰く、大磐宿禰、僕に謂りて曰く、我當に復韓子宿禰の掌れる官を執ること久しからし。願は固く守れ。是に由りて韓子宿禰と、大磐宿禰と隙有り。是に百濟王、日本の諸將、小事に縁りて、隙ありと聞き、乃ち人を韓子宿禰等に使はして曰く、國の堺を觀せまつらむと欲ふ。請ふ垂降臨へ。是を以て韓子宿禰<sup>シ</sup>18、爾等、轡を並めて往く。河に至るに及びて、大磐宿禰馬に河に飲ふ。是の時韓子宿禰、後より大磐宿禰の鞍瓦の後橋を射る。大磐宿禰愕然き、反視みて韓子宿禰を中流に射墮して死なしめき。是の三臣、由前相競ひ、行く道に亂り、百濟王宮に及はずして却還りぬ。是に采女大海、小弓宿禰の喪に從ひて日本に到來り。遂に大伴室屋大連に憂ひ諮して曰く。妾葬めむ所を知らず。願は良地を占めたまへ。大連即ち爲に奏しまつる。天皇大連に勅して曰く。大將軍紀、小弓宿禰、龍のごと驤り、虎のごと視て、旁く八維を眺、逆節を掩討ち、四海を折衝く。然して則ち身萬里に勞きて、命を三韓に墮しぬ。宜しく哀矜を致して視喪者に宛てよ。又汝大伴、卿、紀、卿等とは同じ國近き隣の人にして、由來こと尙し。是に於て大連勅を奉はり、土師連小鳥を<sup>カ</sup>使て家墓を田身輪邑に<sup>ヒ</sup>作きて葬らしむ。是に由りて大海欣悦びて自默すこと能はず。韓奴室、兄鷹、弟鷹、御倉、小倉、針六口を以て大連に送りぬ。吉備上道、蚊嶋、田邑、家人部是れなり。別に小

鹿火宿禰、紀、小弓宿禰の喪に從ひて來りぬ。時に獨り角國に留り、倭子連をして(連、何姓の人なること未だ詳にせず)八咫鏡を大伴大連に奉らしめて、祈み請して<sup>シ</sup>19、曰く、僕紀卿と共に天朝に奉事るに堪へじ。故れ角國に留住らむと請ふ。是を以て大連爲に天皇に奏して、角國に留居らしむ。是れ角國の初め角國に居りて角臣と名けらるゝは此より始れり。秋七月壬辰朔、河内國言さく。飛鳥戸郡の人、田邊史伯孫が女は、古市郡の人、書首加龍の妻なり。伯孫女兒産むと聞きて、往きて聲の家を賀きて、月夜に蓬萊丘の響田陵の下に還る。(蓬萊、此をイチヒコと云ふ)赤駿に騎れる者に逢ふ。其の馬時に濩略にして、龍のごと翫び、欸に聳く擡けて、鴻のごと驚き、異しき體、蓬く生りて、殊る相逸れて發り。伯孫就き視て、心に欲す。乃ち<sup>シ</sup>19、乗れる駿馬に鞭ちて、頭を齊く轡を並ぶ。爾乃に赤駿超え擡びて、絶於埃塵にみゆ、驅驚こと迅於滅没ぬ。是に於て駿馬後れて、意足て、復追ふ可らず。其の駿に乗れる者、伯孫が欲りするを知りて、仍りて停りて馬を換へて相辭り取別はべりぬ。伯孫駿を得て甚歡び、驟して厩に入り、鞍を解し、馬に秣ひて眠ぬ。其の明旦に、赤駿變りて、土馬に爲れり。伯孫心に異みて、還りて響田陵に覓むるに、乃ち駿馬の土馬の間に在るを、取りて代へて換へし所の土馬を置けり。

十年秋九月乙酉朔戊子(四日)。身狹村主青(等)、吳の獻つれる二の鵝を將て、筑紫に到る。是の鵝水間君の犬の爲めに嚙はれて死ぬ。(別本に<sup>シ</sup>20、云く、是の鵝は筑紫の嶺、縣主泥麻呂の犬の爲に嚙れて死



ぬ。是に由りて水間君恐怖憂愁て、自ら黙すこと能はず。鴻十隻と養鳥人とを獻りて罪を贖はむと請まをす。天皇許したまふ。多十月乙卯朔辛酉(〇七日)。水間君の獻れる養鳥人等を以て輕村磐余、村二所に安置しむ。

十一年夏五月辛亥朔。近江國栗本郡言く。白鷺鷺谷上濱に居ると、因りて詔して、川瀬舍人を置かしたまふ。秋七月、百濟國より逃げ化來る者あり。自ら稱名て貴信と曰ふ。又稱ふ貴信は吳の國の人なりと。磐余の吳琴彈、擲手の屋形麻呂等は是れ其の後し20なり。多十月、鳥官の禽菟田人の狗の爲に嚙はれて死す。天皇瞋りて面を黥みて鳥養部と爲す。是に於て信濃國直丁と、武藏國直丁と侍宿せり。相謂りて曰く、嗟乎我國に積みおける鳥の高さ、小墓に同じ。且暮に食へども、尙其の餘有り。今天皇一の鳥の故に由りて、人の面を黥みたまふ。太道理無し惡行之主なりとまをしき。天皇聞しめして聚め積しめたまふ。直丁等忽ちに備ること能はず。仍りて詔して鳥養部と爲したまふ。

十二年夏四月丙子朔己卯(〇四日)。身狹村主青と、檜隈民使博徳とを出して吳に使はず。多十月癸酉朔壬午(〇十日)。天し21皇木工關鷄、御田に命せて(一本に云く、猪名部御田は蓋し誤れるなり)始めて樓閣を起らしむ。是に於て御田樓に登りて、疾く四方に走ること飛び行くが若きこと有り。時に伊勢采女有り、仰ぎて樓の上を觀て彼の疾行くを惟みて庭に顛仆して撃ぐる所の饌を覆しつ。(饌は、御膳之物なり)天皇便ち御田、其の采女を姪せりと疑ひたまひて、自ら刑さむと念して、物部に付けたまふ。時に

秦ノ酒ノ公侍坐り、琴の聲を以て天皇に悟らしめまつらむと欲りして、琴を横へて彈きて曰く、

神風の、伊勢の、伊勢の野の、榮を、いほふるかきて、其が作る迄に、大君に、堅く仕へまつらむと、  
吾し21が命も、長くもがと、いひし匠はや、あたら匠はや。

是に於て天皇、琴の聲を悟りまして、其の罪を赦したまふ。

十三年春三月、狹穗彦の玄孫、齒田根命、竊に采女山邊小嶋子を姪せり。天皇聞しめし、齒田根命を以て、物部目大連に収付て責讓しめたまふ。齒田根命、馬八匹大刀八口を以て罪過を祓除ひ。既にして歌ひて曰く、

山の邊の、小島子ゆゑに、人狙ふ、馬の八匹は、惜しし21けくもなし。

目大連聞きて奏す。天皇齒田根命を以て、資財を露に餌香市邊の橋(〇橋カ)本の土に置かしめたまひ、遂に餌香の長野邑を以て物部目大連に賜ふ。秋八月、播磨國の、御井隈人、文石、小麻呂、力有りて心強く、肆まゝに暴虐行す。路中に抄劫めて、行を通はしめず。又商客の船を斷へて、悉に以て奪ひ取り、兼ねて國法に違ひ、租賦を輸らず。是に於て天皇、春日小野、臣大樹を遣して、敢死士一百を領て、並に火炬を持って、宅を圍みて焼く。時に火災の中より、白狗暴に出で、大樹、臣を逐ふ。其の大き馬の如し。大樹、臣神色變らずして、し22刀を抜きて斬りつ。即ち文石、小麻呂に化爲ぬ。秋九月、木工猪名部、眞根、石を以て質と爲し、斧を揮りて材を斲るに、終日斲れども、誤りて刃を傷ら



ず。天皇其の所に遊詣して、恠み問曰く、恒に誤りて石に中てずや。眞根答曰く、竟に誤らずとまをす。乃ち采女を喚集へて、衣裙を脱がしめて、犢鼻著かしめ、露なる所に相撲とらしむ。是に於て眞根暫く停めて、仰ぎ視て断る。覺えず手誤まち、刃を傷りつ。天皇因りて噴讓て曰く、何處にありし奴ぞ、朕を畏れず、不貞心を用て妄輒しく答ふとのりたまひ、仍りて物部に付けて野に刑さしめたまふ。爰に同伴巧者有りて眞根を歎惜しみて、歌を作りて曰く、

可惜しき、猪名部<sup>イナベ</sup>の匠<sup>タケミ</sup>、かけし墨繩<sup>スミナハ</sup>、其がなけば、誰かかけむよ、あたら墨繩<sup>スミナハ</sup>。

天皇是の歌を聞こし、反りて生悔惜こみ、喟然頽歎たまひて曰く、幾に人を失ひつる哉と、乃ち赦使を以て甲斐の黒駒に乗せて馳せて刑所に詣らしめ、止めて赦したまひ、用て微纏を解かしめき。復作歌曰く、

ぬばたまの、甲斐の黒駒<sup>クロコ</sup>、鞍被せば、命死なまし、甲斐の黒駒<sup>クロコ</sup>。(一本、イノチシナマシを換へて、イシカズアラマシと云ふ)。

十四年春正月丙寅朔戊寅(○十三日)。身狭村主青等、<sup>23</sup> 吳の國の使と共に、吳の獻れる手末才伎、漢織、吳織、及び衣縫兄媛、弟媛等を將て、住吉津に泊つ。是の月、吳の客道を爲りて、磯齒津路に通ふ。吳坂と名く。三月、臣連に命して吳の使を迎へて、即ち吳人を檜隈野に安置らしむ。因りて吳原と名く。衣縫兄媛を以て大三輪神に奉り、弟媛を以て漢衣縫部と爲させたまふ。漢織、吳織、衣縫は、是

れ飛鳥の衣縫部、伊勢の衣縫が先なり。夏四月甲午朔。天皇吳人に設へたまはむと欲して、群臣に歷問ひて曰く、其の共食者誰が好けむ。羣臣僉曰く、根使主可けむ。天皇即ち根使主に命せて共食者と爲したまふ。遂に石上の高拔原に於て吳人に饗へたまふ。時に密に舍人を遣して裝飾を視察せしめたまふ。舍人復命して曰く、根使者著る玉纒、大貴に最好し。又衆人の云く、前に使を迎へし時も又亦著り。是に於て天皇自ら見たまはむと欲して、臣連に命せて装しむること饗へせし時の如くして、殿前に引見たまふ。皇后天を仰ぎ歎歎き、啼泣ち傷哀みたまふ。天皇問ひて曰く、(何に由りて)泣るや。皇后床を避けて對へて曰く、此の玉纒は、昔妾兄大草香皇子、穴穗天皇の勅を奉り、妾を陛下に進る時に、妾が爲に獻れる物なり。故に疑を根使主に致して不覺に涕垂り哀泣つとまをしき。天皇聞き驚き大く怒り、深く根使主を責めたまふ。根使主對へて言く、死罪死罪、實に臣の愆なり。詔して曰く、根使主は今より以後、生子孫孫八十聯綿。羣臣の例に莫預らしめそ。乃ち將に斬らむとしたまふ。根使主逃匿れて日根に至りて稻城を造りて待戦ふ。遂に官軍の爲に殺されぬ。天皇有司に命して子孫を二つに分け、一分をば大草香部の民と爲て、皇后に封し。一分をば茅渟縣主に賜ひ負囊者と爲したまふ。即ち難波吉士日香香の子孫を求めて、姓を賜ひて大草香部吉士と爲したまふ。其日香香等が語は、穴穗天皇紀に在り。事平ぎし後に、小根使主(小根使主は、根使主の子なり)夜臥して人に謂りて曰く、天皇の城は堅からず。我が父の城は堅し。天皇傳に是の語を聞こして、人をして根使主の



宅を見せしめしに實に其の言の如し。故れ收へて殺しつ。根、使主の後は坂本臣と爲ることはより始れり。十五年、秦、民分散て、臣連等各欲の隨に驅使ひて、秦、造に委せず。是に由りて秦、造酒甚以て憂と爲して天皇に仕へまつる。天皇愛しく寵みたまひ、秦、民を聚りて、秦、酒、公に賜ふ。公仍りて百八十種の勝(部)を領率て庸調、絹練を奉獻り、朝廷に充積む。因りて姓を賜ひて禹豆麻佐と曰ふ。(一にウヅモリマサと云ふ。皆盈て積るの貌なり) 25

十六年秋七月、詔して桑に宜しき國縣に桑を殖多しむ。又秦、民を散遷して、庸調を獻らしむ。冬十月、詔して漢部を聚めて、其の伴、造者を定め姓を賜ひて直と曰ふ。(一本に云く、漢、使主等に姓を賜ひて直と曰ふ)

十七年春三月丁丑朔戊寅「〇二日」。土師、連等に詔して朝夕の御膳を盛るべき清き器を進らしむ。是に於て土師、連の祖、吾筈、仍ち攝津、國の來狹狹村、山背、國の内村、俯見村、伊勢、國の藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私民部を進る。名けて贊、土師部と曰ふ。 26

十八年秋八月己亥朔戊申「〇十日」。物部、菟代、宿禰、物部、目、連を遣して、以て伊勢の朝日、郎を伐たしめたまふ。朝日、郎官軍至ると聞きて、即ち伊賀の青墓に逆戦かひて、自ら能く射と矜りて、官軍に謂りて曰く、朝日、郎が手に誰れの人か中る可き。其の發てる箭は、二重の甲を穿すと。官軍皆懼づ。菟代、宿禰敢へて進み撃たず。相持る二日一夜。是に於て物部、目、連自ら大刀を執りて、筑紫の聞の物部大斧手

をして楯を執りて、軍の中に叱しめ、俱に進しむ。朝日、郎乃ち遙に見て、大斧手が楯二重甲を射穿ち、并て身の肉に入る一寸。大斧手楯を以て物部、目、連を斃す。目、連即ち朝日、郎を獲へて斬しつ。是に由りて菟代、宿禰克たざるを羞愧ちて、七日まで復命さす。天皇侍臣に問ひて曰く、菟代、宿禰何ぞ復命さざる。爰に讃岐の田虫別といふひと有り、進みて奏曰く。菟代、宿禰怯し。二日一夜の間に、朝日、郎を擒執ること能はず、物部、目、連、筑紫の聞の物部、大斧手を率て朝日、郎を獲へ斬しつ。天皇聞しめして、怒り輒ち菟代、宿禰の有てる猪名部を奪ひて物部、目、連に賜ふ。

十九年春三月丙寅朔戊寅「〇十三日」。詔して穴穗部を置きたまふ。 27  
二十年冬、高麗王大に軍兵を發して、伐ちて百濟を盡す。爰に少許の遺りの衆有り、倉下に聚居り、兵糧既に盡きて、憂泣ること茲に深し。是に於て高麗の諸將王に言ひて曰く、百濟の心許非常し。臣毎に見るに、不覺自失ふことを、恐くは更憂生なむか。請ふ遂に除はむと。王曰く、可くもあらず。寡人聞く。百濟、國は日本、國の官家として、由來こと遠久し。又王入りて天皇に仕ふること、四隣の共に識る所なり。遂に止みき。(百濟記に云く、蓋鹵王乙卯年の冬、狛の大軍來りて大城を攻ること七日七夜、王城降り陥る。遂に尉禮國を失ひ、王及び大后王子等皆敵の手に没しぬ)

二十一年春三月、天皇百濟の高麗の爲めに破られぬと聞しめして、 27 久麻那利を以て汝洲王に賜ひ、其の國を救ひ興さしむ。時、人皆云く、百濟、國屬既に亡び、倉下に聚み憂ふと雖も、實に天皇の頼り



て、更に其の國を造す。(汝洲王は蓋鹵王の母弟なり。日本舊記に云く、久麻那利を以て末多王に賜ふ。蓋し是れ誤なり。久麻那利は任那國の下哆呼利縣の別の邑なり。)

二十二年春正月己酉朔、白髮皇子を以て皇太子と爲したまふ。秋七月、丹波國、餘社郡、管川人、水江の浦嶋子、舟に乗りて釣す。遂に大龜を得たり。便ち女と化爲る。是に於て浦嶋子、感りて婦と爲し、相逐ひて海に入り、蓬萊山に到り仙衆を歴觀る。語は別し28卷に在り。

二十三年夏四月、百濟文斤王薨せぬ。天皇は昆支王五子の中、第二末多王の幼年て聰明を以て、勅して内裏に喚し、親ら頭面を撫で誠勅の慰勸にして、其の國に王と使たまふ。仍りて兵器を賜ひ、并せて筑紫國の軍士五百人を遣して國に衛送らしむ。是を東城王と爲す。是の歳百濟の調賦常の例より益れり。筑紫の安致臣、馬飼臣等船師を率て高麗を撃つ。秋七月辛丑朔。天皇寢疾不預たまふ。詔して賞罰支度の事、巨き細きと無く、並に皇太子に付ねたまふ。八月庚午し28朔丙子(〇七日)。天皇疾彌甚し。百寮と辭訣れ、手を握りて歎欲たまふ。大殿に崩りましぬ。大伴、室屋、大連と東漢、榑直とに遣詔したまひて曰く。方今區宇一家、烟火萬里し。百姓艾安く、四夷賓服まつる。此れ又天意なり。區夏を寧にせむと欲す。所以に心を小め己を勵まして、日に一日を愼む。蓋し百姓の爲の故なり。臣連伴造、毎日朝參す。國司郡司時に隨ひて朝集は、何ぞ心府を罄竭して、誠勅を慰勸にせざらむ。義は乃ち君臣情は父子を兼ね。庶は臣連の智力に籍り内外の心を歡しめ、普天の下をして永く安樂

を保たしめむと欲りき。謂はず遺疾彌留れて、大漸に至るといふことを。此れ乃ちし29人生の常の分。何ぞ言及に足らむ。但朝野の衣冠、未だ鮮麗なるを得ず。教化政刑猶未だ善を盡さず。言を興げて此を念ふに、唯だ以て恨を留む。今年若干に踰えぬ。復た天と稱はじ。筋力精神、一時に勞竭きぬ。此の如き事は本より爲るに非らず。止百姓を安養めむと欲りす。此を致すの所以は生子孫誰れか念を屬けざらむ。既に天下の爲めに事の情を割す須し。今星川王、心に悻惡を懷き、行ひ友干を闕けり。古人言へる有り。臣を知るは君に若くは莫し。子を知るは父に若くは莫し。縱使星川志を得て、共に家國を治むるも、必ず當に戮辱臣連に遍かるべし。酷毒民庶に流りなむ。夫れ惡しき子孫は、已に百姓の爲に憚られ、好き子し29孫は堪で大業を負荷つに足れり。此れ朕が家事と雖ども、理隱す容らず。大連等民部、廣大にして國に充盈てり。皇太子の地上嗣に居れり。仁孝著九聞えたり。以ふに其の行業朕が志を成すに堪へたり。此を以て共に天下を治めば、朕瞑目るとも何ぞ復恨むべき。(一本に云く、星川王腹惡しく心鹿く、天下に著れ聞えたり。不幸て朕崩なむの後、當に皇太子を害るべし。汝等民部甚多なり。努力相助けよ。勿侮慢しめそ。)是の時に新羅を征つ將軍、吉備臣尾代、行きて吉備國に至り、家を過る。後に所率たる五百蝦夷等、天皇崩りますと聞きて、乃ち相謂りて曰く、吾が國を領制めたまふ天皇既に崩りましぬ。時失ふべからず。乃ち相聚結て傍の郡を侵し寇ふ。是に於て尾代家より來りて、し30蝦夷に娑婆水門に會ひて、合戦ひて蝦夷等を射る。或は踊り、或は伏し、能く箭を避脱けて、終に射ることあ



たはず。是を以て尾代空く弓弦を海濱の上に彈し、踊り伏す者二隊を射死し、二歳の箭既に盡きぬ。即ち船人を喚ひ箭を索ふ。船人恐ちて自退りぬ。尾代乃ち弓を立て末を執りて歌ひて曰く、  
 道に會ふや、尾代の子、天にこそ、聞えずあらめ、國には、聞えてな。  
 唱ひ訖へて自ら數人を斬り、更に追ひて丹波國、浦掛水門に至り、盡く逼め殺しつ。(一本に云く、追ひて浦掛に至りて人を遣して盡く殺さしめつ) 30

日本書紀卷第十四 終

日本書紀卷第十五

白髮武廣國押稚日本根子天皇

清寧天皇

弘計天皇

顯宗天皇

億計天皇

仁賢天皇

白髮武廣國押稚日本根子天皇

(清寧天皇)

白髮武廣國、押稚日本根子天皇は、大泊瀨幼武天皇の第三子なり。母を葛城韓媛と曰ふ。天皇生ましなから白髮く、長りて民を愛みたまふ。大泊瀨天皇、諸の子の中に特に靈異みたまふ所なり。二十二年立ちて皇太子と爲りたまふ。二十三年八月、大泊瀨天皇崩りましぬ。吉備稚媛、陰に幼子星川皇子に謂りて曰く。天下之位登さむとならば、先づ大藏の官を取れ。長子磐城皇子、母夫人の、其の幼子に教ふるの語を聞きて曰く。皇太子は是れ我弟なりと雖ども、安そ欺く可けむや、不可爲。星川皇子聽かずして、輒ち母夫人の意に隨ひ、遂に大藏官を取り、外の門を鎖閉め、式て難に備ふ。權勢自由に、官物を費用す。是に於て大伴室屋、大連、東漢、掬直に言ひて曰く。大泊瀨天皇の遺詔、今將に至らむとす。宜く遺詔に従ひて皇太子に奉るべし。乃ち軍士を發して大藏を圍繞む。外より拒ぎ閉



めて、火を縦けて燔殺す。是の時吉備、稚媛、磐城、皇子、異父の兄、兄君、城、丘前、來日（名を闕せり）、星川、皇子に隨ひて燔殺されぬ。惟だ河内、三野、縣主小根、慄然振怖き、火を避けて逃れ出で、草香部、吉士漢彦が脚を抱きて、因りて大伴、室屋、大連に生かむことを祈みまをさしめて曰く。奴縣主小根が星川、皇子に事へしは信なり。而し皇太子を背きまつること有ること無し。乞ふ洪、恩を降れて、他命を救ひ賜へ。漢彦し、乃ち具に爲に大伴、大連に啓して刑類に入らじと。小根仍りて漢彦を使って大連に啓して曰く。大伴、大連、我君、大なる慈愍を降して、促短る命既に續延長りて、日の色を觀ること獲たり。輒ち難波の來目、邑、大井戸の田十町を以て大連に送り、又田地を以て漢彦に與へて、以て其の恩に報ゆ。是の月、吉備の上道、臣等、朝に亂作りと聞きて、其の腹に生れませる星川、皇子を救はむと思ひて、船師四十艘を率て海に來浮ぶ。既にして燔殺されぬと聞きて、海よりして歸れり。天皇即ち使を遣して上道、臣等を噴讓めて、其の領むる山部を奪ひたまふ。冬十月己巳朔壬申（〇四日）。大し、伴、室屋、大連、臣連等を率て聖を皇太子に奉る。

元年春正月戊戌朔壬子（〇十五日）。有司に命せて壇場を磐余の甕栗に設けて、天皇位陟しめす。遂に宮を定めたまふ。葛城、韓媛を尊びて皇太夫人と爲させたまふ。大伴、室屋、大連を以て大連とし、平群、眞鳥、大臣を大連と爲すこと、並に故の如し。臣連伴、造等、各職位まゝに依る。冬十月癸巳朔辛丑（〇九日）。大泊瀬、天皇を丹比の高駕原の陵に葬りまつる。時に隼人晝夜陵の側に哀號ぶ。食を與へども喫はず。七

日にして死にき。有司、墓を陵の北に造り、禮を以て葬りぬ。是の年大歳庚し申。二年春二月。天皇子無きを恨みたまひて、乃ち大伴、室屋、大連を諸國に遣して、白髮部、舍人、白髮部、臍夫、白髮部、鞞負を置き。翼くは遺跡を垂れて、後に觀せしめむと。冬十一月に、大嘗供奉の料に依り、播磨に遣して、國、司、山部、連の先祖、伊與の來目部、小楯、赤石、郡の縮見の屯倉、首、忍海部、造細目が新室に於て市邊、押磐、皇子の子、億計、弘計を見たてまつり、畏敬兼抱たてまつり、君と爲て奉らむと思ひて、養し奉ること甚謹み、私を以て供給る。便ち柴垣、宮を起て、權に安し、置せ奉り、驛に乗り馳せて奏しき。天皇愕然き、驚歎きたまひて良久しく、以て愴懷して曰く、謫哉、悦命。天博愛を垂りて、賜ふに兩の兒を以ちてす。是の月、小楯を以て節を持ち左右、舍人を將て赤石に至たり迎へ奉らしむ。語は弘計、天皇、紀に在り。

三年春正月丙辰朔、小楯等億計、弘計のみこを奉り、攝津國に到り、臣連をして節を持ちて王青蓋車を以て宮中に迎入れたまふ。夏四月乙酉朔辛卯（〇七日）。億計、王を以て皇太子と爲させたまひ、弘計、王を以て皇子と爲させたまふ。秋七月、飯豐、皇女、角刺、宮にて與夫初交たまひ、人に謂りて曰く、一女の道を知りぬ。又安を異なる可けむ。終に交於男を願したまはず。此に、夫有りと曰ふ。未だ詳ならず。九月壬子朔癸丑（〇二日）。臣連を遣して風俗を巡省せしむ。冬十月壬午朔乙酉（〇二日）。詔く、犬馬、器、斷を獻上ることを得ず。十一月、辛亥朔戊辰（〇十八日）。臣連に大庭に宴したまふ。綿帛を賜ひて皆



其の自ら取るを任せたまへば、力の盡りにして出づ。是の月海表の諸蕃、並に使を遣して調進る。四年春正月庚戌朔丙辰（〇七日）。海表の諸蕃の使者を朝堂に宴したまふ。物を賜ふに各差あり。夏閏五月、大に酬する五日。秋八月丁未朔癸丑（〇七日）。天皇親ら囚徒を録ひたまふ。是の日蝦夷隼人、並に内附ふ。九月丙子朔、天皇射殿に御して、百寮及び海表の使者に詔して射しめ、物を賜ふに各差有り。五年春正月甲戌朔己丑（〇十六日）。天皇宮に崩りましぬ。時に年若干。多十一月庚午朔戊寅（〇九日）。河内の坂門原の陵に葬りまつりぬ。

弘計天皇

顯宗天皇

弘計天皇（更名は、來目稚子）は、大兄去來穗別、天皇の孫なり。市邊押磐皇子の子なり。母は美媛と曰ふ。（美、此をハエと云ふ。譜第に曰く、市邊押磐皇子、蟻臣の女美媛を娶りて、遂に三男二女を生ませたまふ。其の一を居夏姫と曰ふ。其の二を億計王と曰ふ。更名は嶋稚子、更名は大石尊。其の三をしも。弘計王と曰ふ。更名は來目稚子。其の四を飯豐女王と曰ふ。亦名は忍海部女王。其の五を橘王と曰ふ。一本に飯豐女王を以て億計王の上に列叙たり。蟻臣は葦田宿禰の子なり）天皇久く邊裔に居して、悉く百姓の憂苦しめせり。恒に枉屈たるを見て四體を溝隍に納るゝ若し。徳を布きて惠を施して、政令流行れ、貧を郵み孀を養ひて、天下親附く。穴穗天皇の三年十月。天皇

の父市邊押磐皇子、及び帳内佐伯部仲子、蚊屋野に於て大泊瀬、天皇の爲に殺されたまひ、因りて同穴に埋む。是に於て天皇、億計王と父の射られたまふことを聞きて、恐懼ちて皆逃亡げて自ら匿れぬ。帳内日下部連使主（使主は、日下しち部連の名なり。使主、此をオミと云ふ）、其の子吾田彦と竊に天皇と億計王とを奉り、難を丹波國の余社郡に避く。使主遂に名字を改めて田疾來と曰ふ。尙ほ誅されむことを恐れて、茲より播磨國、縮見山の石室に遁入りて自經きて死ぬ。天皇尙ほ使主の之ける所を識りたまはず。兄億計王を勸めて、播磨國赤石郡に向ふ。俱に字を改めて丹波小子と曰し、縮見の屯倉首に就任ふ。吾呂彦此に至り離れまつらず。固く執臣禮る。白髮天皇二年、多十一月、播磨國、司山部連の先祖、伊與の來目部小楯、赤石郡に於て親ら新嘗の供物を辨ふ。（一に云く、郡縣を巡行りて田租を收斂む。）適縮見屯倉首、縦賞新室して、夜を以て晝に繼ぐに會へり。爾乃に天皇兄億計王に謂ひて曰く、亂を斯に避けて、年數紀を踰ねぬ。名を顯し、貴を著すは、方に今宵に屬れり。億計王惻然み歎曰く。其れ自ら導揚げて害されむと、身を全くして厄を免れむとは孰れぞや。天皇の曰く、吾は是れ去來穗別、天皇の孫なり。而して人に困事へて、牛馬を飼牧ふ。豈に名を顯して害されむに若かむや。遂に億計王と相抱へて涕泣自ら禁ること能はず。億計王曰く、然らば則ち弟に非ずて誰か能く大節を激揚げて、しち以て顯著す可けむ。天皇固辭まして曰く、僕才なし。豈に敢へて徳業を宣揚げむや。億計王曰く、弟は英才賢徳ましますこと、爰に過る人無し。如是相譲りたまへること



再三にして、果して天皇をして自ら許して稱述けしめ、俱に室の外に就きて下風に居り。屯倉、首令せ、甕の傍左右に居るて、燭を秉さしむ。夜深け酒酣にして、次第に儼訖りぬ。屯倉、首、小楯に謂ひて曰く、僕此の秉燭者を見れば、人を貴びて己を賤しむ、人を先にして己を後にし、恭敬ひ節に尊きて、退譲りて禮を明にせり。(樽は猶越のごとし、相従ふなり。止まるなり)。君子と謂ふ可し。是に於て小楯、絃撫きて、秉燭者に命せて曰く、起ちて儼へ。是に於て兄弟相譲りて、久くして起たず。小楯噴めて曰く、何爲ぞ太だし。遅き。速に起ちて儼へ。億計王起ちて儼ひ既了りぬ。天皇次に起ちて、自ら衣帶を整ひて、室壽して曰く。築立る稚室、葛根。築立る柱は、此の家長の御心の鎮なり。取擧ぐる棟梁は、此の家長の御心の林なり。取置る椽椽は、此の家長の御心の齊なり。取置ける蘆藿は、此の家長の御心の平なり。(蘆藿、此をエツリと云ふ。藿は音之潤反) 取結へる繩葛は、此の家長の御心の堅めなり。取置ける草葉は、此の家長の御富の餘なり。出雲は新墾、新墾の十握稻の穂、淺池に醸酒を、美飲喫哉。(美飲喫哉、此をウマラニヲヤラフルカネと云ふなり) 吾し、子等。(子は男子の通稱なり) あしひきの此の傍山の牡鹿の角。(牡鹿、此をサヲシカと云ふ。) 擧げて吾儂はば、旨酒餌香の市に、直もて買はず。手掌も、慘亮に。(手掌慘亮、此をタナソコモ、ナ(〇)ヤとある本もあり) ララニと云ふ。) 拍上げ賜へ。吾常世等。壽ぎ畢へて、乃ち起り節にあはせて歌ひ曰く。

いなむしろ、川ぞひ柳、水行けば、靡き起き立ち、其の根は失せず。

小楯謂りて曰く、可憐し、願くは復た聞かむ。天皇遂に殊儼を作したまふ。(殊儼、古に之を立出儼と謂ふ。立出、之をタツ、と云ふ。儼ふ状は起ち乍ら居乍らにして儼ふ) 誥び曰く。倭は、彼の茅原、淺茅原、弟日僕、是なり。小楯是に由りて、深く奇し。異み、更に唱はしめき。天皇誥ひ曰く。石上、振の神相(相、此をスギと云ふ)。本伐り、未截ひ、(伐本截未、此をモトキリ、スエオシハラヒと云ふ。) 市邊宮に、天の下治し、天、萬國萬、押磐尊の、御裔、僕、是なり。小楯大く驚き、席を離れ悵然み、再拜み、承事へ供給りて、屬を率ゐて飲み伏る。是に於て悉に郡民を發して宮を造る、不日して權に安置さしめ奉る。乃ち京都に詣で、二王を迎へむことを求めき。白髮、天皇聞しめし、意ひ咨歎き曰く。朕子なし。以ちて嗣と爲べし。大臣大連と策を禁中に定めたまひて、仍りて播磨國司、來目、小楯を使用して節を持たしめ、左右の舍人を將て赤石に至りて迎へ奉らしむ。白髮、天し。皇三年春正月、天皇億計王に隨ひて攝津國に到り、臣連を使用して節を持ちて王の青蓋車を以ちて宮中に迎入れまつる。夏四月、億計王を立て、皇太子と爲させたまひ、天皇を立て、皇子と爲したまふ。五年春正月。白髮、天皇崩りたまふ。是の月、皇太子億計王、天皇と位を譲りたまふ。久くして處たまはず。是に由りて、天皇の姉、(〇)標註姑に改む。飯豐青、皇女、忍海の角刺、宮に於て臨朝秉政ちたまひ、自、忍海、飯豐青、尊と稱りたまふ。當世詞人、歌曰く、



倭邊に、見がほしものは、忍海の、この高城なる、角刺の宮。

冬十一月、飯し、豊青尊崩りたまふ。葛城の埴口、丘の陵に葬りまつりぬ。十二月百官大に會へり。皇太子億計、天皇の璽を取りて、之を天皇の坐に置きて再拜みて、諸臣の位に従きたまひて曰く。此れ天皇の位は、功ます者、以て處りたまふ可きなり。貴を著し迎へられたまひしは、皆な弟の謀なり。天下を以て天皇に譲りたまふ。天皇顧み譲りたまふに弟なるを以てし、敢へて位に即きたまふこと莫し。又白髮天皇、先に兄に傳へむと欲し、皇太子に立てたまふを奉り、前にも後にも固辭ひまして曰く。日月出でぬ。燭火息まず。其の光に於て難らざればなり。時雨降りて、猶浸灌く。亦勞はしからずや。人の弟たるを貴まふ所は、兄に奉へて難を逃脱れむことを謀り、徳を照し紛るゝを解きてし。處こと無きものなり。即ち處有らむは、弟恭しき義に非じ。弘計は處るに忍びず。兄友し弟恭ふは、不易の典、諸を古老に聞くに、安ぞ自獨輕せむ。皇太子億計の曰く。白髮天皇は吾れ兄の故を以て天下の事を擧げて、先づ我に屬けたまひき。我れ其れ之を差づ。惟るに大王は道利通るゝを建て、聞之者歎息く。帝の孫を彰顯し。見之者涙み悵悵ひて、僧紳は天を戴くの璽を荷ふを忻び、哀哀黔首は地を履むの息に逢ふを悦ぶ。是を以て克く四維を固めて、永く萬葉を隆にしたまふ。功造物に隣くして、清き猷世に映れり。超きかも、邈なるかも、粵に得て稱ること無し。是れ兄と曰ふと雖も、豈に先に處らむや。功に非ずして據るときは、咎悔し、必ず至りなむ。吾聞く天皇は以て久く嘯す可らず。天

命は以て謙拒ぐ可らず。大王は社稷を以て計と爲し、百姓を心と爲たまへり。言を發げ慷慨みて、流涕むに至ります。天皇是に於て終に處らざることを知しめせども、兄の意に逆はず。乃ち聽しても御坐に即きたまはず。世其の能く實を以て譲りたまふを嘉して曰く、宜哉、兄弟怡怡み、天下徳に歸る。親族に篤ければ則ち民仁を興す。

元年春正月己巳朔、大臣大連等奏して言く、皇太子億計のみこ、聖徳明かに茂にして、天下を讓り奉る。陛下正統にまします。當に鴻緒を奉け、郊廟の主と爲りて、祖の窮無きの烈を承續きたまはゞ、上は天の心に當り、下は民の望を厭きたまふべし。而るを踐祚を不肯たまふ。遂に金銀の蕃國の群僚をして、遠き近き望を失はずといふこと莫からしむ。天の命屬あり。皇太子推譲りたまふ。聖の徳彌盛にして、福祚孔章かなるは、孺とき勤め謙恭ひ慈順ひたまへり。宜べ兄の命を奉けて大業を承続たまふ。制めて曰く。可し。乃ち公卿百僚を近飛鳥の八釣宮に召して、即天皇位しめす。百官陪位者は、皆な忻忻ぬ。(或本に云く、弘計天皇の宮は、二所有り。一宮は少郊に、二宮は池野に、又或本に云く、轉粟に宮る)是の月、皇后、難波の小野王を立てたまひ、天下赦したまふ。(難波の小野王は雄朝津間稚子宿禰天皇の曾孫、磐城王の孫、丘稚子王の女なり)二月戊戌朔壬寅(〇五日)。詔して曰く、先王多難に遭離まして、荒野に殞命たまへり。朕し幼年に在りて、亡逃けて自置、猥て求め迎へらるゝに遇ひて、升りて大業を纂ぎ、廣く御骨を求めども、能く知りまつる者莫し。詔



畢りて、皇太子億計と泣哭き憤惋みまして、自勝ること能はず。是の月、耆宿を召聚へて、天皇親ら歴問たまふ。一りの老嫗有り、進みて曰く、置目御骨の埋處を知れり。請ふ以て示せ奉らむ。(置目は老嫗の名なり。近江國狹狹城山ノ君の祖、倭俗宿禰の妹、名を置目と曰ふ。下文に見ゆ)是に於て天皇、皇太子億計と老嫗婦を將て、近江國來田綿の蚊屋野の中に幸して、掘出して見せば、果して婦の語の如し。穴に臨みて、哀號びたまひ、言深るに更慟ふ。古より以來、如斯酷なし。仲子の尸、御骨に交續りて、能く別く者莫し。爰に上ノ磐坂ノ皇子の乳母有り、奏して曰く、仲子は、上の齒墮落たりき。斯を以て別つ可し。是に於て乳母に由りて、鬪體を相別つと雖ども、而も竟に四支諸骨を別つこと難し。是に由りて仍蚊屋野の中に雙ノ陵を造起て、相似せて一の如くし、葬儀異なる無し。老嫗置目に詔して宮の傍の近處に居らしめ、優崇め賜郵たまひて、乏少こと無からしめたまふ。是の月、詔して曰く、老嫗伶傳へ羸弱れて、行歩に不便らず。宜く繩を張りて引廻し、扶りて出入づべし。繩の端に鐸を懸け、謁すに勞無し。入らば則ち鳴せ。朕汝が到を知らむ。是に於て老嫗詔を奉りて、鐸を鳴して進む。天皇遙に鐸の聲を聞しめし歌曰く。

淺茅原、小曾根を<sup>レ</sup>過ぎ、百傳ふ、鐸ゆるらぐもよ、置目來らしむ。

三月、上巳、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。夏四月丁酉朔丁未(○十一日)。詔して曰く、凡て人主の民を勸むるの所以は、惟だ官を授けたまふなり。國の興る所以は、惟だ功を賞るなり。夫れ前の

播磨國ノ司、來目部ノ小楯(更の名は磐楯)求め迎へて朕を擧げたり。厥の功茂し。志願からむ所をば、勿難言そ。小楯謝みて曰く、山ノ官宿より願ふ所なり。乃ち山ノ官に拜けたまひ、改めて姓を山部連の氏と賜ふ。吉備ノ臣を以て副と爲し、山守部を以て民と爲す。善を褒めて功を顯し、恩を酬いて厚に答へ、寵愛殊絶れ、富能く壽こと莫し。五月狹狹城<sup>レ</sup>山ノ君韓俗ノ宿禰、事皇子押磐を謨り殺すに連り、誅らるゝに臨み頭を叩きて言詞極めて哀し。天皇加戮るに忍びたまはずて陵戸に充て、兼ねて山を守らしめ、籍帳を削除りて山部連に隸けたまふ。惟に倭俗宿禰、妹置目が功に因りて、仍りて本の姓狹狹城山ノ君の氏を賜ふ。六月避暑殿に幸して奏樂きこしめす。羣臣を會へ設ふに酒食を以てす。是の年大歲乙丑。

二年春三月、上巳。後苑に幸して、曲水の宴あり。是の時喜に公卿大夫、臣連、國造、伴造を集へて宴したまふ。羣臣類に萬歳と稱す。秋八月、己未朔、天皇、皇太子億計に謂りて曰く、吾が父の先王<sup>レ</sup>13罪無し。而を大泊瀬ノ天皇、射殺し骨を郊野に棄てたまひ、今に至りて未だ獲ず。憤歎懷に盈ち、臥しつゝ泣き行く<sup>レ</sup>號び、讎の耻を雪めむと志ふ。吾れ聞く、父の讎は、與共に天を戴かず。兄弟の讎は兵を反さず。交遊の讎は國を同じくせず。夫れ匹夫の子だにも、父母の讎に居て、苦に寢干を枕にして國を與共にせず。諸市朝に遇ふとも、兵を反さずて便ち鬪ふ。況や吾立ちて天子爲ること今に二年なり。願は其の陵を壞ちて骨を擗き投散さむ。今此を以て報いば亦孝はずや。皇太子億計のみこ、獻欲きて答へたまふこと能はず。乃ち諫めて曰く、可らず。大泊瀬ノ天皇は萬機を正統わて天下に臨照みたまひ、華



夷欣仰イキホトウぎまつりし天皇のL13身なり。吾が父の先王は是れ天皇の子と雖も、逆遭イタシヤクに遭遇アひて天位に登らず。此を以て之を觀れば、尊卑クニカキイニシキコ惟れ別り。而るを忍びて陵墓ミハカを壞たば、誰タレをか人主として天の靈ミコトに奉らむ。其の毀つべからざる一ツなり。又天皇と億計とは、曾イムナキに白髮天皇の厚寵アツキメグミ殊恩アに蒙遇アざらましかば、豈に賢位アツツヒツギに臨むや。大泊瀬天皇は白髮天皇の父なり。億計諸を老賢トシタカキサカシキヒトに聞く。老賢の曰く、言として酬コトいざる無く、徳として報コトへざる無し。恩有りて報いざるは敗俗ヒトコトの深き者なり。陛下スミラミコト國を饗ウけて、徳行イキホトウ廣く天下に聞ゆ。而るに陵を毀ち隳クハりて華裔ミツコヒナに見せしめば、億計恐くは其の以ちて國に莅イ民を子ふべからず。其れ毀つべからざる二ツL14なり。天皇の曰く、善哉ヨキカモ、役を罷めしめむ。九月置目老オキメオい困クルシみて還らむと乞イマして曰く。氣力衰へ過ぎ、老髦オホホれ虚ウツけ羸ツカれたり。繩ツに扶ツることを要假カれども、進歩イフクコト能はず。願は桑梓キトツクニに歸りまかりて、以て厥の終を送らむ。天皇聞しめし惋痛ウレカみたまひて、物千段チチラを賜ふ。逆アラカシ岐路マカレムコトを傷みて、重ねて期アひ難ナきを感じたまふ。乃りて歌を賜ひて曰く。

置目オキメもよ、淡海アツミの置目、明日アスよりは、み山隠イグりて、見えずかもあらむ。  
 多十月戊午朔癸亥(〇六日)。羣臣を宴す。是の時天下安平にして、民徭役シヒツカラコトなし。歳比トシシキりに登稔ノリヒあり。百姓オカリト殷イに富めり。稻斛イネヒトサカに銀の錢一文にかふ。牛馬野ウマノに被ホドれり。L14  
 三年春二月丁巳朔、阿閉アヘ臣事代、命オホミコトを銜ツけて出で、任那ミナナに使ひす。是に於て月神人ツキノカミに著りて謂りて曰く、我が祖ミオヤ、高皇產靈タカミムスヒ、天地を預鑄ソノツクリ造たまふの功イサヲ有り。宜く民地カキトコロを以て奉ツカヘマツるべし。我は月神なり。

若し請コヒの依ヨに我に獻らば當福サキハ、ヒヨロコヒ慶あらむ、事代是に由りて、京に還りて具に奏す。奉るに歌の荒操田アラサ(歌)荒操田は山背國の葛野郡に在り)を以てし。壹伎縣主の先祖、押見宿禰祠オシミノスネノミヤに侍る。三月上巳、後苑に幸して曲水の宴ウマツきこしめす。夏四月丙辰朔庚申(〇五日)。日神人ヒノカミに著りて阿閉アヘ臣事代に謂りて曰く、磐余の田を以て我が祖高皇產靈タカミムスヒに獻れ。事代便マタち奏して、神の乞コヒシの依ヨに、四十四町を獻り、對馬L15、下縣直祠シタノチノミヤに侍る。戊辰(〇十三日)。福草部フククサノを置きたまふ。庚辰(〇廿五日)。天皇入釣宮ニツリノミヤに崩りましぬ。是の歲、紀生磐オシイハ宿禰、任那に跨アトコシヨ據りて高麗コマに交通カヨふ。將に西、三韓サンカンの王として官府ツカサを整脩トノヘオサめ、自ら神聖と稱る。任那の左魯那奇サルナノキ、他甲肖タカハシ(〇釋記背ハクシキ)等が計を用て百濟ヒヤクサイの適莫爾解タクマクニエを爾林ニリン(爾林、高麗の地なり)に殺し、帶山城オビヤマシを築きて、東ノ道を距マぎ守り、糧を運ツぶ津を斷ツちて、軍をして飢困ウエケルシましむ。百濟王ヒヤクサイノミヤ大く怒りて領軍古爾解リョウグニエ、内頭莫古解ウチカドモクニエ等を遣し、衆を率ツて帶山オビヤマに趣ツき攻めしめたまふ。是に於て生磐宿禰軍を進めて逆サカに撃ち、膽氣益壯イキキヒりに、向ふ所皆破ツぶる。一を以て百に當つ。俄ニハカにして兵盡ヒトき、力竭チカラき、事L15濟ナらざるを知りて、任那より歸へる。是に由りて百濟國、佐魯那奇、他甲肖等三百餘人を殺しぬ。

億計天皇 仁賢天皇

億計イゲキ天皇、諱ナリは大脚オホタシ(更の名は大爲オホス)、字は嶋郎シマノイラコ。弘計ヒロキ天皇の同母の兄なり。幼コくましまして、聰トシく穎トシれ、才敏サハく、多サハに識りたまへり。壯ツヨクにして仁惠ニグミみ、謙怒ケンダり、溫ユキき慈ワカみます。穴穗アナホ天皇崩ります



に及びて、難を丹波國余社郡に避けたまひき。白髮天皇元年冬十一月。播磨國、山部連小楯、京に詣で、迎を求む。白髮天皇尋て小楯を遣して節を持ち、左右の舍人を將て赤石に至り迎へ奉る。二(一〇三)年夏四月、遂に億計天皇を立て、皇太子と爲す。(事は弘計天皇紀に具なり) 五年白髮天皇崩りたまふ。天皇天下を以て弘計天皇に譲りたまひ、皇太子と爲りたまふこと故の如し。(事は弘計天皇紀に具なり) 三年夏四月、弘計天皇崩りたまひぬ。

元年春正月、辛巳朔乙酉(〇五日)。皇太子、石上廣高宮に即天皇位。(或本に云く。億計天皇の宮、二所有り。一宮は川村に、二宮は縮見の高野に。其の殿の柱は今に至りて未だ朽ちず) 二月、辛亥朔壬子(〇二日)。前の妃、春日大娘皇女(16)女を立て、皇后と爲したまふ。(春日大娘皇女は、大泊瀬天皇、和珥臣深目が女、童女君を娶りて生む所なり) 遂に一男六女を産みましぬ。其の一を高橋大娘皇女と曰ふ。其の二を朝鸞皇女と曰ふ。其の三を手白香皇女と曰ふ。其の四を櫛氷皇女と曰ふ。其の五を橘皇女と曰ふ。其の六を小泊瀬稚鷦鷯天皇と曰ふ。天下を有つに及びて泊瀬列城に都りしたまふ。其の七を眞稚皇女と曰ふ。(一本に、櫛氷皇女以て第三に列ね、手白香皇女を以て第四に列なるを異と爲す)。次に和珥臣日爪が女、糠君娘、一女を生めり。是を春日山田皇女と爲す。(一本に云く、和珥臣日鷹が女、大糠娘一女を生めり。是を山田大娘皇女と爲す。更の名は赤見皇女、文稍異りと雖も其の實は一なり。) 丁未朔己酉(〇三日)。弘計天皇を傍岳の磐杯丘陵に葬りまつりぬ。是の歳也

大歳戊辰。

二年秋九月、難波の小野皇后、宿敬なかりしを恐みて自ら死ぬ。(弘計天皇の時に、皇太子億計、宴に侍りき。瓜を取りて喫はむとするに刀子無し。弘計天皇親ら刀子を執りて、其の夫人小野に命して傳へ進めしむ。夫人前に就ちて刀子を瓜盤に立置く。是の日更に酒を酌み、立ちて皇太子を喚す。斯の不敬に縁りて誅を恐みて自ら死ぬ。)

三年春二月己巳朔、石上部舍人を置きたまふ。

四年夏五月、的臣蚊嶋、穗瓮君(瓮、此をべと云ふ) 罪有りて皆獄に下りて死ぬ。 17

五年春二月丁亥朔辛卯(〇五日)。普く國郡に散亡げたる佐伯部を求めたまひ、佐伯部仲子の後を以て佐伯造と爲す。(佐伯部仲子の事、弘計天皇紀に見ゆ)

六年秋九月己酉朔壬子(〇四日)。日鷹吉士を遣して、高麗に使ひして巧手者を召す。是の秋、日鷹吉士、遣はされし後、女人有り難波御津に居て哭きて曰く、母に亦兄、吾に亦兄、弱草吾が夫何怜。(於母亦兄於吾亦兄、此をオモニモセ、アレニモセと云ふ。吾夫何怜矣。此をアガツマハヤと云ふ。弱草と言ふは、古へ弱草を以て夫婦に喩ふ故に弱草を以て夫となす。) 哭聲甚哀。 18 人をして腸を斷たしむ。菱城邑の人鹿父(鹿父は人の名なり。俗、父を呼びてカツと爲す) 聞きて前に向みて曰く。何ぞ哭くことの哀しきこと甚此の若き。女人答へて曰く、秋菴の轉變(變は重なり) 納を思惟ふ可し。鹿父が曰く。諸なり。即ち



言ふ所を知れり。同伴者有り、其の意を悟らずして問曰く、何を以て知れるや。答曰く、難波の玉作部の  
 鮒魚女フナメ（鮒魚女、此をフナメと云ふ）韓白水郎ハクエ、此をカラマノハタエ（〇ケカ）  
 と云ふ。曠は麥を耕る田なり）哭女を生めり。哭女ウケメ、此をナクメと云ふ。住道の人山寸ヤマキに嫁ぎて鮒  
 田女フナメを生めり。韓白水郎ハクエ、其の女哭女ウケメと曾サキに既に俱に死ぬ。住道の人、山寸ヤマキ、玉作部タマサキ、  
 鮒魚女フナメに上ウ駢ハけて鹿寸シカキを生めり。鹿寸鮒田女フナメを娶る。是に以て鹿寸、日鷹ヒトカ吉士キシに従ひて高麗コウリに發向ハツキく。是に由りて、  
 其の妻、飽田女オホタメ、徘徊ウツクれ願戀シノクひて、失緒コシヨ傷心ウレシひ、哭聲ウケナ尤モト切キくして人をして腸を斷たしむ。（玉作部、鮒魚女、  
 韓白水郎ハクエ、嘆ナゲと夫婦と爲り。哭女ウケメを生めり。住道スミチ人山寸ヤマキ、哭女ウケメを娶り、飽田女オホタメを生めり。山寸の妻の父、  
 韓白水郎ハクエ、嘆ナゲ、其の子哭女ウケメと曾サキに既に俱に死ぬ。住道スミチ人、山寸ヤマキ、妻の母玉作部タマサキ、鮒魚女フナメに上ウ駢ハけて鹿寸シカキを生  
 めり。鹿寸鮒田女フナメを娶る。或本オモトに云く、玉作部タマサキ、鮒魚女フナメ、前の夫、韓白水郎ハクエ、嘆ナゲに共トひて、哭女ウケメを生めり。更  
 後の夫、住道スミチ人山寸ヤマキに共トひて鹿寸シカキを生めり。則ち哭女ウケメと鹿寸シカキとは異父兄弟の故に、哭女ウケメの女、飽田女オホタメ、鹿寸  
 を呼びて、母オモに亦モ兄セと曰イへるなり。哭女ウケメ、山寸ヤマキに嫁ぎ飽田女オホタメを生あり。山寸ヤマキ、又鮒魚女フナメに淫ウけて鹿寸シカキを生  
 めり。則ち飽田女オホタメと鹿寸シカキとは、異母兄弟の故に、飽田女オホタメ、夫鹿寸シカキを呼びて、吾アレに亦モ兄セと曰イへるなり。古者  
 は兄弟長幼を言はず、女は男を以て兄セと稱イひ、男はシ女メを以て妹イモと稱イふ。故れ母オモに亦モ兄セ、吾アレに亦モ兄セと云  
 ひしのみ。是の歳、日鷹ヒトカ吉士キシ、高麗コウリより還りて工匠テビト湏流スル積キ、奴流ヌル積キ等を獻イる。今倭ヤマト國の山邊郡ヤマノヘノノ額田ノ邑ノ孰カ  
 皮高麗ヒタカは、是れ其の後なり。

七年春正月丁未朔己酉（〇三日）。小泊瀬稚鷯鷯コトノササノ尊ノを立て、皇太子と爲したまふ。  
 八年冬十月百姓言コトさく。是の時に國中事無し。吏其の官ツクサに稱イひ、海内仁ウミノニに歸オモき。民其の業イササを安ヤスくす。是の  
 歳、五穀オヒヒタカ登オ衍ヒタカにして、蠶麥ミコノヒナ善ニく收ハり、遠近ミコノヒナ清平ミヤハぎ、戸口オホミカ滋殖シキる。（19）  
 十一年秋八月庚戌朔丁巳（〇八日）。天皇正寢オホトノに崩りたまふ。冬十月己酉朔癸丑（〇五日）。殖生ヒコノの坂本サカノ、  
 陵ノに葬りまつりぬ。（20）



日本書紀卷第十六

小泊瀬稚鷦鷯天皇

武烈天皇

小泊瀬稚鷦鷯天皇は、億計天皇の太子なり。母を春日大娘皇后と曰ふ。億計天皇の七年、立ちて皇太子と爲りたまふ。長り刑理を好みたまふ。法令に分明しく、日晏つまで坐朝しめし、幽枉を必達めし、斷獄すること情を得たまふ。又頻に諸惡を造たまひて、一の善きことをも脩めたまはず。凡諸の酷刑、親ら覽はさずといふこと無し。國內の居人、咸皆震怖つ。十一年、八月、億計天皇崩りましぬ。大臣平群眞鳥臣、専ら國の政を擅にして、日本に王たらむと欲す。陽りて太子の爲に、(宮)を營り了りて即ち自ら居む。觸事に驕慢りて、都て臣の節無し。是に於て太子、物部鹿鹿火大臣の女影媛を聘さむと思欲して、媒人を遣して影媛が宅に向し期會らしむ。影媛曾眞鳥大臣の男鮪に好されたり。(鮪、此をシビと云ふ)太子の所期りたまふに違へるを恐れて、報へて曰く、妾望くは、海柘榴市の巷に待ち奉らむ。是に由りて、太子期りし處に往まさむと欲し、近く侍ふ舍人を遣はして、平群大臣の宅に就しめて、太子の命を奉けて官馬を求索しむ。大臣戲言に陽り進みて曰く、官馬は誰が爲めに飼ひ養はむ。命の隨にといひて、久に進つらず。太子懷恨を忍びて顔に發したまはず。果て期りし所に之して、歌場の衆に立して、(歌場、此をウタガキと云ふ)影媛が袖を執へて、斷斷從し

容ませり。俄くありて鮪臣來りて、太子と影媛との間を排けて立ちぬ。是に由りて太子影媛が袖を放して、移り廻きたまひ、向前み立ちて、直に鮪に當りて歌ひ曰く、  
 潮瀬の、波折を見れば、遊び來る、鮪が鱗袖に、妻立てり見ゆ。(一本に、シホセをミナトに易ふ)  
 鮪答し歌ひ曰く、

臣の子の、八重や〔〇のカ〕唐垣、許せとや皇子。

太子歌ひ曰く、

大太刀を、たれ佩き立ちて、抜かずとも、未果してむ、逢はむとぞ思ふ。

鮪臣答し歌ひ曰く、

大君の、八重の組垣、し、かゝめども、雛鳴阿摩之耳彌、かゝぬ組垣。

太子歌ひ曰く、

臣の子の、八節の柴垣、下とよみ、地震が震り來ば、破れむ柴垣。(一本にヤフノシバカキをヤヘカラカキに易ふ。)

太子影媛に歌を贈りて曰く、

琴頭に、來居る影媛、玉ならば、我が欲る玉の、饅白玉。

鮪臣影媛の爲に答歌して曰く、



大君の、御帶の、倭文繪、結び垂れ、誰やし人も、相思はなかに。

太子し、甫て鮪が曾、影媛を得たりしことを知りまし、悉に父子の無敬の状を覺りたまひ、赫然して大く怒ります。此の夜速に大伴金村連の宅に向きたまひ、兵を會へ計策りたまふ。大伴連、數千の兵を將て路に傲へて、鮪臣を乃樂山に戮しつ。(一本に云く、鮪影媛の舎に宿り、即夜戮さる。)是の時に影媛、戮るゝ處に逐行きて、是の戮し已へぬるを見て、驚き惶て失所して、悲の涙目に盈つ。遂に歌を作みて曰く。

石の上、布留を過ぎて、馬枕、高橋過ぎ、物多に、大宅過ぎ、はる日の、春日を過ぎ、つま籠る、少佐保を過ぎ、玉筒には、飯さへし、盛り、王盃に、水さへ盛り、泣沾ち行くも、影媛、あはれ。

是に於て影媛、收埋ること既に畢りて、家に還らむと欲りするに臨みて悲慟びて言さく、苦しきかも、今日我が愛夫を失ひつ。即便ち灑涕ち愴み、心に纏れて歌ひて曰く、

あをによし、奈良の谷に、しゝじもの、水づくへ隠り、水潜ぐ、鮪の壯子を、求り出な猪子。

多十一月戊寅朔戊子(〇十一日)大伴金村連、太子に謂して曰く。眞鳥賊撃つべし。請ふ討ちたまへ。太子曰く、天下亂りなむとす。希世たる雄に非ずはし。濟すこと能はじ。能く之を安せむは其れ連に在らむか。即ち與に謀を定む。是に於て大伴大連、兵を卒るて自ら將として、大臣の宅を圍み、火を縦ちて燔く。搗く所雲のごとく轟く。眞鳥大臣、事の濟らざるを恨み、身の免れ難きを知り、計窮まり、望

絶ゆ。廣く鹽を指して詛ふ。遂に殺戮されぬ。其の子弟さへに及べり。詛ふ時に唯だ角鹿の海の鹽を忘れて、以て詛はず。是れに由りて角鹿の鹽は天皇の所食と爲したまふ。餘海の鹽、天皇の爲に忌みます。十二月大伴金村連、賊を平定け訖りて、政を太子に反しまつり。尊號を上らむと請して曰く、今億計、天皇の子、唯だ陛下のみ有す。億兆攸歸る、曾に與二無し。又賴三皇、天翼、戴てし。凶黨を淨除ひ、英略、雄斷、以て天威、天祿を盛にせり。日本に必ず主ます。日本に主ますは陛下に非ずして誰ぞ。伏願は陛下仰せて靈祇に答したまひ、弘く景命を宣へ、日本に光宅ませ。誕に銀の郷を受けたまへ。是に於て太子、有司に命して壇場を泊瀬の列城に設けしめて、陟、天皇位。遂に都を定めたまふ。是の日、大伴金村連を以て大連と爲す。

元年春三月丁丑朔戊寅(〇二日)春日、娘子を立て、皇后と爲したまふ。是年也太歳己卯。

二年秋九月、孕婦の腹を剖きて其の胎を觀たまふ。胎を觀たまふ。胎を觀たまふ。

三年多十月、人の指中を解きて罌預を掘らしむ。十一月大伴室屋大連に詔して信濃國の男丁を發して城を水派、邑に作れとのたまふ。仍りて城上と曰ふなり。是の月、百濟の意多郎卒せて、高田丘の上に葬る。四年夏四月、人の頭髮を抜きて樹の巔に昇らしめ、樹の本を断倒し、昇れる者を落死し、快と爲したまふ。是の歳、百濟の末多王、無道くて百姓に暴虐す。國人遂に除て、嶋王を立つ。是を武寧王と爲す。(百濟新撰に云く。末多王無道して百姓を暴虐す。國人共に除て、武寧王立つ。諱は斯麻王、是れ混支支王の子の



なり。則ち末多王が異母兄なり。混支倭に向る時、<sup>シ</sup>筑紫の嶋に至りて斯麻王を生めり。嶋より還し送  
りて、京に至らずして、嶋に産めり。故れ因りて島と名く。今各羅の海中に主嶋有り。王の産まれし嶋な  
り。故れ百濟人號けて主嶋と爲す。

五年夏六月。人をして塘械に伏入れて、外に流れ出るを、<sup>ミツハ</sup>三双の矛を持ちて刺殺して快と爲したまふ。  
六年秋九月、乙巳朔、詔して曰く。國を傳ふるの機は、子を立て、貴と爲す。朕繼嗣無し。何を以てか  
名を傳へむ。且天皇の舊例に依りて、小泊瀬、舍人を置きて代號と爲て萬歳まで忘れ難からしめよとのた  
まへり。冬十月百濟、國麻那君を遣して調を進る。天皇以爲さく、百濟年を歴て貢職を脩らず、<sup>シ</sup>留  
めて放しつかはされず。

七年春二月、人をして樹に昇せて弓を以て射墮して咲ひたまふ。夏四月、百濟王、斯我君を遣して調を進  
らしむ。別に表して曰く。前に調を進れる使麻那は、百濟國主の骨族に非ざるなり。故れ謹みて斯我を遣  
して朝に事へ奉らしむ。遂に子有り、法師君と曰ふ。是れ倭君の祖なり。

八年春三月、女をして躰形にして、平板の上に坐えて、馬を牽きて前に就して、遊叱せしむ。女の不淨を  
觀るとき、沾濕者は殺し、不濕者をば没めて奴婢と爲し、此を以て樂と爲したまふ。是の時に及びて、  
池を穿り、苑を起りて、以て禽獸を盛て、田獵を好みて<sup>シ</sup>。狗を走し馬を試べ、出入ること時ならず。大  
風甚雨を避けたまはず。衣温にして百姓の寒るを忘れ、美を食して天下の飢を忘れたまふ。大に侏儒倡

傷を進めて、爛熳しき樂を爲し、奇偉しき戲を設けて、靡靡き聲を縦にし。日夜常に宮人と酒に沈酒れ  
て、錦繡を以て席と爲し。衣するに綾紬を以てする者衆し。冬十二月壬辰朔己亥、天皇列城宮に崩  
ます。<sup>シ</sup>



日本書紀卷第十七

男大迹天皇

繼體天皇

男大迹ノ天皇（更の名は、彦太ノ尊）は譽田ノ天皇の五世の孫、彦ノ主人ノ王の子なり。母を振媛と曰ふ。振媛は活目ノ天皇の七世の孫なり。天皇の父、振媛顔容殊妙しく、甚く熾色有りと、近江ノ國の高嶋郡三尾の別業より使を遣して三國ノ坂中井に聘し（中、此をナと云ふ）納れて妃と爲たまふ。遂に天皇を産みたまひぬ。天皇幼年まして父王薨ましぬ。振媛猶ち歎きて曰く、妾今遠く桑梓を離り、安ぞ能く膝養ふことを得む。余高向に歸寧ひがてらし。高向は、越前ノ國の邑の名。天皇を養し奉らむ。天皇壯大にして士を愛み、賢を禮ひたまひ、意豁に如す。天皇年五十七歳、八年多十二月己亥、小泊瀬ノ天皇崩ります。元より男女無くて、繼嗣絶ゆ可し。壬子（○廿一日）。大伴ノ金村ノ大連議りて曰く。方今絶えて繼嗣無し。天下何所にか心を繋ぐむ。古より今に迄で、禍斯に由りて起る。今足仲彦ノ天皇の五世の孫、倭彦ノ王、丹波ノ國の桑田郡に在せり。請ふ試に兵仗を設けて乘輿を夾衛りて、就きて迎へ奉り、立て、人主と爲まつらむ。大臣大連等、一に皆隨ひて迎へ奉ること計の如し。是に於て倭彦ノ王、遙に迎の兵を望り、懼然れて色を失へり。仍りて山ノ壑に遁りて詣にけむ所を知らず。

元年春正月辛酉朔甲子（○四日）。大伴ノ金村ノ大連、更籌議りて曰く、男大迹ノ王、性慈仁ありて、孝

順ふ。天緒を承へつべし。翼は殷勤に勸進めて、帝業を紹隆しめよ。物部ノ鹿鹿火ノ大連、許勢ノ男ノ大臣等僉曰く、枝孫の賢者を妙簡ぶに、唯男大迹ノ王なり。丙寅（○六日）。臣連等を遣して、節を持たして、以ちて法駕を備へ三國に迎へ奉り、兵仗を夾衛り、容儀を肅整へ、前驅を警蹕て、奄然して至る。是に於て、男大迹ノ天皇晏然に自若くして、胡床に踞坐す。陪臣を齎列ねて、既に帝の坐す如し。節を持てる使等は是に由りて敬憚りて、心を傾け命を委せて、忠誠を盡さむことを冀ふ。然るに天皇の意の裏に、尙疑ありて久くして就きたまはず。適河内の馬飼ノ首荒籠を知しめし、密に使を遣し奉りて、具に大臣大連等が迎へ奉る所以の本意を述べしむ。留ること二日三夜にして、遂に發ちたまふ。乃ち喟然而歎て曰く、謗哉、馬飼ノ首、汝若し使を遣して來り告ること無らましかば、殆天下に取置れなまし。世の云ふ貴賤を論ふこと勿れ。但其の心を重くすべしといふは、蓋し荒籠が謂か。踐祚しめずに至るに及びて厚く荒籠に寵待ことを加へたまふ。甲申（○十二日）。天皇樟葉ノ宮に行至りたまふ。二月辛卯朔甲午（○四日）。大伴ノ金村ノ大連、乃ち跪きて天子の鏡、劔、願符を上りて再拜まつる。男大迹ノ天皇謝ひ曰く、民を子とし國を治すは重き事なり。寡人不才し、以て稱ふに足らず。願請ふ、盧を廻して賢者を擇べ。寡人は取て當らじ。大伴ノ大連地に伏して固く請ふ。男大迹ノ天皇、西に向きて讓りたまふこと三たび、南に向きて讓りたまふこと再び。大伴ノ大連等皆曰く、臣伏して計りみしに、大王民を子とし國を治したまふは最も稱ふべし。臣等宗廟社稷の爲に計りみるに、敢て忽にせず。幸に衆



願に籍りて乞ふ、垂聽納たまへ。男大迹、天皇の曰く、大臣大連將相諸臣、咸く寡人を推す。寡人敢へて乖かじとのたまひて、乃ち璽符を受けたまふ。是の日即天皇位。大伴、金村、大連を以て大連と爲し、許勢、男人、大臣を大連と爲し、物部、鹿鹿火、大連を大連と爲したまふこと、並に故の如し。是を以て大臣大連等、各職位の依にす。庚子〔〇十日〕。大伴、大連奏し請ひて曰く、臣聞く、前の王の世を宰むるは、維城の固に非れば、以て其の乾坤を鎮むること無し。掖官の親に非れば以て其の跌夢を繼ぐこと無し、是の故に、白髮、天皇嗣無かりしかば、臣が祖父〔大伴〕、大連室屋を遣して州毎に三種の<sup>4</sup>、白髮部を安置き、〔三種と言ふは、一は白髮部、舍人、二は白髮部、供膳、三は白髮部、靱負。〕以て後世の名を留む。嗟夫れ槍まざるべけむや。請ひて手白香、皇女を立て、納して皇后と爲たまひ、神祇の伯等を遣して、神祇を敬祭りて、天皇の息を求めて、允に民の望に答へむ。天皇曰く可し。三月、庚申朔詔して曰く。神祇に主乏しかるべからず。宇宙に君無かるべからず。天黎庶を生して、櫛るに元首を以て、助け養ふことを司らしめて各性命を全からしむ。大連朕が息無きを憂ひ、誠款を披き、國家を以て世世忠を盡す。豈に唯だ朕が日のみならむや。宜べ禮儀を備へて手白香、皇女を迎へ奉るべし。甲子〔〇五日〕。皇后手白香、皇女を立て、内に脩教せしむ。遂に一りの男を生みます。是を天國排、開廣庭尊と爲す。〔開、此をハラキ〔〇底本「爾」と有れど「企」に作るによる〕と云ふ。〕是れ嫡子にませり。而ども幼年、二りの兄治りまして後に、其の天下を有しめしき。〔二の兄は廣國排武金日尊と武小廣國押盾尊となり。下文に見ゆ〕戊辰〔〇九日〕。詔して曰く。朕れ聞く、士當年にして耕らざること有れば則ち天下其の飢を受くること或り。女當年にして績まざること有れば、天下其の寒を受ること或らむ。故れ帝王躬ら耕りて農業を勧め、后妃親ら蚕ひて桑序を勉めたまふ。況して厥の百寮より<sup>3</sup>、萬族に暨るまで、農績を廢棄て、殷富に至らむや。有司普く天下に告ちて朕が懷を識しめよ。癸酉〔〇十四日〕。八妃を納る。元妃は尾張、連草香の女を目子媛と曰す。〔更の名は色部〕二子を生みたまふ。皆天下有す。其の一を勾、大兄皇子と曰す、是を廣國排武金日尊と爲す。其の二を檜隈高田皇子と曰す。是を武小廣國排盾尊と爲す。次妃は三尾、角折、君の妹を稚子媛と曰す。大郎皇子と出雲、皇女とを生めり。次に坂田、大跨、王の女を廣媛と曰す。三女を生めり。長を神前、皇女と曰ひ、仲を茨、田、皇女と曰ひ、少を馬來田、皇女と曰す。次に息長眞手、王の女を麻績、娘子と曰す。荳角、皇女を生めり。〔荳角、此をサ、ゲと云ふ〕是れ伊勢、大神の詞に侍り。次に茨田、連小望の女〔或は妹と云ふ〕を關媛と曰す。三女を生めり。長を茨田、大娘、皇女と曰ひ、仲を白坂活日、皇女と曰ひ、少を小野、稚郎、皇女と曰す。〔更の名は長石姫〕次に三尾、君堅械が女を倭媛と曰す。一男二女を生めり。其の一を大娘子、皇女と申し、其の二を梶子、皇子と曰す。是れ三國、公の先なり。其の三を耳、皇子と曰し、其の四を赤姫、皇女と曰す。次に和珥、臣河内の女を蕨媛と曰す。一男二女を生めり。其の一を稚綾、皇女と曰し、其の二を圓、娘、皇女と曰し、其の三を厚、皇子と曰す。次に根、王の女を廣媛と曰す。二男を生めり。長を菴、皇子と曰す、是れ酒人、公の先な



り。少を中皇子と曰す。是れ坂田ノ公の先なり。是年也大歳丁亥。二年多十月辛亥朔癸丑（○三日）。小泊瀬、稚鷯鷯ノ天皇を傍丘の磐杯ノ丘ノ陵に葬りまつる。十二月、南海中の耽羅の人、始めて<sup>5</sup>百濟ノ國に通ふ。三年春二月、使を百濟に遣して、（百濟本記に云く。久羅麻致支彌、日本より來る）任那の日本ノ縣邑に在る百濟の百姓の浮逃げて、貫を絶えて三四世者を括出て、並に百濟に遷して貫に附けたまふ。五年多十月。都を山背の筒城に遷したまふ。

六年夏四月辛酉朔丙寅（○六日）。穗積ノ臣押山を遣して百濟に使したまふ。仍りて筑紫ノ國の馬四十四匹を賜ふ。多十二月。百濟使を遣して貢調たてまつる。別表に任那ノ國、上哆喇、下哆喇、娑陀、牟<sup>6</sup>、婁の四ノ縣を謂ふ。哆喇國ノ守、穗積ノ臣押山奏して曰く、此の四縣は近く百濟に連き、遠く日本を隔たれり。且暮通ひ易くして、鷄犬別れ難し。今百濟に賜ひて合せて同國と爲ば、固存策以て此に過ぐる無けむ。然ども縦して賜ひ國を合せて、後の世に禍危ふからむ。況や異場と爲ては、幾年に能く守らむや。大伴、大連ノ金村、具に是の言を得て、謨を同くして奏す。麴ち物部、大連鹿鹿火を以て、宣勅使に充つ。物部大連、方に難波ノ館に發向ひ、百濟の客に宣勅らむと欲りす。其の妻固く要めて曰く。夫れ住吉神、初め海表の金銀の國、高麗、百濟、新羅、任那等を以て胎中ノ譽田ノ天皇に授記まつれり。<sup>6</sup>故れ大后氣長足姫ノ尊、大臣武内ノ宿禰と、國毎に初めて官家を置き、海表の蕃屏と爲して、其の來ること尙し。抑由有

り。縦割きて他に賜はゞ、本の區域に違ひなむ。綿世の刺、詎ぞ口に離れむ。大連報曰く、教示理に合へども、恐は天勅に背きまつらむ。其の妻切く諫みて曰く。疾と稱してみことをな宣りいでそ。大連諫に依ひぬ。是に由りて使を改めて宣勅す。賜物并に制旨を付けて、表に依りて任那の四縣を賜ふ。大兄皇子前に事に縁る有りて、國を賜ふといふを聞かず。晩く宣勅を知り、驚き悔て令を改めたまはむと欲て曰く、胎中之帝より官家の國を置けり。輕く蕃の乞の隨、輒く示し賜はむや。乃ち日鷹ノ吉士を遣して、改めて<sup>7</sup>百濟の客に宣す。使者答へて啓さく、父の天皇便宜を圖計りて、勅賜ふこと既に畢りぬ。子とある皇子豈に帝の勅に違ひて妄に改めて令はやむ。必ず是れ虚ならむ。縱是れ實ならば、杖の大きな頭を持ちて打つと、杖の小さい頭を持ちて打つと孰ぞ痛きといひて、遂に罷りぬ。是に於て或流言有りて曰く、大伴、大連と哆喇國ノ守、穗積ノ臣押山とは百濟の賂を受けり。七年夏六月。百濟姐彌文貴將軍、洲利即爾將軍を遣して穗積ノ臣押山に副へ（百濟本記に云く、意斯移麻岐彌に委ね）、五經博士、段楊爾を貢る。別に奏して云く。伴波ノ國、臣が國已汝の地を略め奪ふ。し<sup>7</sup>伏して請ふ天恩もて判り本つ屬に還したまへ。秋八月癸未朔戊申（○廿六日）。百濟太子淳陀薨せぬ。九月勾、大兄皇子親ら春日ノ皇女を聘す。是に於て月夜すがら清談して、不覺天曉けぬ。斐然の藻、忽ち言に形る。乃ち口唱ひて曰く、

八島國、妻覓ぎかねて、春日の、春日の國に、妙女を、在りと聞きて、好女を、在りと聞きて、まき



さく、檜の板戸を、押開き、吾れ入りまし、あととり、つまとりして、まくらとり、つまとりしし。妹が手を、我れにまかしめ、吾が手をば、妹にまかしめ、まさき葛、たつきあざはり、繁鋤、熟眠寝し時に、庭つ鳥、鶏は鳴くなり、野つ鳥、雉は響む、はしけくも、未いはずて、明けにけり、吾妹。

妃和唱して曰く、

こもりくの、泊瀬の川ゆ、流れくる、竹の、いくみ竹、節竹、本方をば、箏に造り、末方をば、笛にし。造り、吹き鳴す、御諸が上に、登り立ち、吾が見せば、つめさはふ、磐余の池の、水下ふ、魚も、上に出、歎く、やすみし、吾が大君の、帯ばせる、細紋の御帯の、結び垂れ、誰やし人も、上に出て歎く。

多十一月辛亥朔乙卯（〇五日）。朝廷に百濟の姐彌文貴將軍、斯羅の汝得至、安羅の辛巳奚、及び賁巴委佐、伴跋既殿奚、及び竹汶至等を引列ね、恩勅を奉る。己汶、帶沙を以て百濟國に賜ふ。是の月、伴跋國、戡支を遣して珍寶を獻りて、己汶の地を乞ふ。而れども終に國を賜はず。十二月辛巳、朔戊子。（〇八日）。詔して曰く、朕天緒を承けて宗廟を保つことを獲て、兢兢業業む。間者天下安く靜かに、海内清み平かに、屢豊年を致して、頻に國を饒ましむ。懿哉、摩呂古、朕が心を八方に示す。盛なる哉、勾大兄、吾が風を萬國に光す。日本の豈豈ぎて、名天下に擅なり。秋津赫赫りて、響玉畿に重し。寶と

する所は惟賢、善を爲すを最も樂とす。聖の化茲に馮りて遠く扇ぎ、玄なる功此に籍りて長く懸れり。寔に汝が力、宜く春宮に處て朕を助け仁を施し、吾を翼けて、闕を補ふべし。

八年春正月太子妃春日皇女、晨朝に晏く出で、常に異なる有り。太子意に疑ひまして、殿に入りて見たまふ。妃床に臥して涕泣ち惋痛ひて、自勝ること能はず。太子恠み問ひて曰く、今日涕泣こと何の恨か有る。妃の曰く、餘事に非ず。唯だ妾が悲む所は、飛天之鳥も、兒を愛み養はむが爲に、樹の巔に巢作ふことは、其の愛深きなり。伏地之虫も、子を護り衛めむが爲に、土中に窟を作る。其の護厚きなり。乃ち人に至りて、豈に慮無きことを得むや。嗣無きの恨、方に太子に鍾りたまへり。妾が名も隨ひて絶えむ。是に於て太子感痛みたまひて、天皇に奏したまふ。詔して曰く、朕が子麻呂古、汝が妃の詞、深く理に稱へり。安ぞ空爾として答慰無きことを得む。宜く庖布、屯倉を賜ひて妃の名を萬代に表はすべし。三月伴跋、城を子吞帶沙に築きて滿奚に連ねて、烽候邸閣を置き、以て日本に備ふ。復城を爾列比、麻湏比に築きて、麻且奚、推封に組す。士卒兵器を聚へて、以て新羅に逼り、子女を駈略へて、村邑を剽ぎ掠む。凶勢の加はる所、遺類有ること罕れなり。暴虐奢侈、惱害侵凌、誅へ殺すこと尤多く、詳に載す可らず。

九年春二月甲戌朔丁丑（〇四日）。百濟の使者文貴將軍、等罷らむと請ふ。仍りて勅して物部、連（名を闕く）を副へて遣罷歸之。（百濟本記に云く。物部、至至、連）是の月沙都嶋に到りて、傳へ聞く、伴跋の人



恨を懷き、毒を衞み、強を恃み、虐を縦にす。故れ物部連舟師五百を率ゐて直に帶沙江に詣る。文貴將軍新羅より去る。夏四月、物部連帶沙江に停住る。六月、伴波師を興して往きて伐つ。衣裳を還脱ぎ、賚を所るを劫め掠ひ、盡く帷幕を焼く。物部連等怖畏れて逃遁げ、僅に身命を在きて汶慕羅に泊る。(汶慕羅は嶋の名なり)

十年夏五月、百濟、前部木菟不麻甲背を遣して、物部連等を己汶に迎勞ひて、引導て國に入る。群臣各衣裳斧、鐵帛布を出して國物を助加へて、朝廷に積置く。慰問ふこと殷勤に、賞祿節に優なり。秋九月、百濟州利即次將軍を遣して、物部連に副へて來りて己汶の地を賜ふことを謝す。別に五經博士、漢高安茂を貢り、博士段陽爾に代むと請ふ。請す依に代へたまふ。戊寅(十四日)。百濟灼莫古將軍、日本斯那奴阿比多を遣し、高麗の使安定等に副へて來朝て好を結ぶ。

十二年春三月丙辰朔甲子(九日)。都を弟國に遷したまふ。十七年夏五月、百濟國王武寧薨せぬ。十八年春正月、百濟の太子明位に即く。

二十年秋九月丁酉朔己酉(十三日)。都を弊余の玉穗に遷したまふ。(一本に云く、七年なり。)二十一年夏六月壬辰朔甲午(三日)。近江の毛野臣、衆六萬を率ゐて、任那に往きて爲に新羅に破られたる南加羅、喙、己吞を復興建て、任那に合せむと欲りす。是に於て筑紫國の造磐井、陰に叛逆を

謀り、猶豫し、年を経て、事の成り難きを恐れて、恒に間隙を伺ふ。新羅是を知りて密に貨賂を磐井が所に行りて、毛野臣の軍を防ぎ退へよと勸む。是に於て磐井火豊の二國を掩據りて、使修職しめず。外は海路を邀へて高麗、百濟、新羅、任那等の國の年ごとに貢職船を誘致りし、内は任那に遣す毛野臣の軍を遮り、亂語して揚言して曰く、今の使たる者は、昔吾が伴として肩を摩り、肘を觸りつゝ、共器して同食ひき、安ぞ卒爾に使と爲して余をして爾が前に自伏はしむることを得む。遂に戦ひて受けず、驕りて自ら矜ぶ。是を以て毛野臣、乃ち中途に防ぎ退へられ、淹滞る。天皇大伴大連金村、物部大連鹿鹿火、許勢大臣男人等に詔して曰く、筑紫の磐井、反きて西の戎の地を掩ひて有つ。今誰か將者たる可き。大伴大連等僉曰く、正直く仁み勇みて、兵事に通へる、今鹿鹿火の右に出ること無し。天皇の曰く、可し。秋八月辛卯朔、詔して曰く、咨大連、惟茲に磐井率はず。汝徂きて征て、物部鹿鹿火大連再拜みて言く、嗟夫磐井は西の戎の奸猾なり。川の阻を負みて、庭らず。山の峻に馮りて亂を稱く。德を敗りて道に反き、侮り慢りて自ら賢とおもへり。在昔道臣より爰に室屋に及びて、帝を助りて討ち、民を塗炭に拯ふこと彼も此も一時なり。唯だ天の贊の所に、臣が恒に重みする所なり。能く恭みて伐たざらむや。詔して曰く、良將の軍なり。恩を施して惠を推し、己を怒りて人を治めば、攻ること河の決が如く、戦ふこと風の發が如からむ。重詔して曰く、大將は民の司命なり。社稷の存亡、是に於てか存る。勗哉。恭みて天罰を行へ。天皇親ら斧鉞を操りて大連に授けたまひて曰く、



長門より東は、朕之を制らむ。筑紫より西は、汝之を制れ。賞罰を専ら行ひ頻に奏すことを勿煩ひそ。二十二年冬十一月甲寅朔甲子（〇十一日）。大將軍物部大連鹿鹿火、親ら賊師磐井と筑紫の御井郡に交戦ひ、旗鼓相望みて、埃塵相接けり。機を兩の陣の間に決めて、萬死の地を避けず。遂に磐井を斬りて、果して疆場を定む。十二月筑紫君葛<sup>13</sup>子、父のつみに坐りて誅せられむことを恐みて、糟屋<sup>13</sup>屯倉を獻り死罪を贖ふことを求す。

二十三年春三月、百濟王<sup>13</sup>下哆喇の國守、穗積押山に謂ひて曰く、夫の朝貢の使者、恒に嶋曲を避るこ  
とに、（海中の嶋曲の碕岸を謂ふなり。俗にミサキと云ふ）毎に風波に苦しむ。茲に因りて資る所を濕  
し、全く壞ひて無色し。請ふ加羅の多沙津を以て臣が朝貢の津路と爲さむ。是を以て押山、臣爲に請ひ聞  
奏す。是の月、物部伊勢連父根、吉士老等を遣して津を以て百濟王に賜ふ。是に於て加羅王勅使に謂  
りて云く、此の津は官家を置かれしより以來、臣が朝貢の津涉と爲せり。安ぞ輒く改めて隣國に賜ひ、元  
所<sup>14</sup>封ひし限の地に違ふを得む。勅使父根等斯に因りて以て面賜ひ難く、大嶋に却還り、別に録史  
を遣して果して扶余に賜ふ。是に由りて加羅儻を新羅に結びて悉を日本に生ず。加羅王、新羅王の女  
を娶りて、遂に兒息有り。新羅初め女を送る時に、并せて百人を遣し、女の從と爲さしむ。受けて諸  
の縣に散ち置きて新羅の衣冠を著せしむ。阿利斯等其の服を變へたるを嘖りて、使を遣して微に還す。新  
羅大に羞ぢて、醜りて女を還さむと欲りて曰く。前に汝の聘を承けて吾便ち許し婚せてき。今既に斯の若

くば請ふ王の女を還せ。加羅の己富利知伽（未だ詳ならず）報へて云く。夫婦に配合せて、安ぞ更離るこ  
とを得む。亦息兒有り。之を棄て、何にか往かむ。遂に經る所に於て刀<sup>14</sup>伽、古跋、布那宇羅の三城  
を拔り、亦北の境の五城を拔る。是の月近江の毛野、臣を遣して、安羅に使はしめ、勅して新羅を勸めて、  
更に南<sup>13</sup>加羅、喙、己吞を建つ。百濟將軍尹貴、麻那甲背麻爾等を遣して、安羅に往赴き式て詔勅を  
聽かしむ。新羅蕃國の官家を破りしを恐れて、大人を遣はさずして、夫智奈麻禮、奚奈麻禮等を遣して、安  
羅に往赴き、式て詔勅を聽しむ。是に於て安羅新に高堂を起りて勅使を引昇る。國主後に隨ちて階を昇れ  
ば、國內の大人堂に昇る預る者一り二り。百濟の使將軍、君等、堂の下に在ること、凡そ數月、再び三び、  
堂の上に謀謀る。將<sup>15</sup>軍君等庭に在るを恨む。夏四月壬午朔戊子（〇七日）。任那王、己能末多干岐來  
朝り。（己能末多と言ふは、蓋し阿利斯等なり）。大伴大連金村に啓して曰く。夫れ海表の諸蕃は、胎中  
天皇内<sup>13</sup>官家を置きたまひしより、本土を棄てたまはずて、其の地を封せること、良に以あり。今新羅の元  
より封し賜へる限に違ひて、數境を越へて以て來り侵す。請ふ、天皇に奏して臣が國を救助ひたまへ。大  
伴大連乞の依に奏聞す。是の月使を遣して、己能末多干岐を送り、并せて任那に在る近江の毛野、臣に詔  
すらく、奏す所を推問ひて、相疑ふことを和解。是に於て毛野、臣熊川に次り、（一本に云く、任那の久斯  
牟羅に次り。）新羅<sup>15</sup>百濟二國の王を召集ふ。新羅王佐利遲、久遲布禮を遣し、（一本に云く、久禮爾  
師知于奈師磨里）百濟恩率彌騰利を遣し毛野、臣の所に赴集ひ、二の王自ら來參ず。毛野、臣大きに怒りて



二の國の使を責問ひて曰く、小を以て大に事るは天の道なり。(一本に云く、大木の端には大木を以て續ぎ、小木の端には小木を以て續ぐ)。何の故ぞ二國の王躬ら來集ひて天皇の勅を受けずして、輕く使を遣せるや。今繼汝が王自ら來りて勅を聞くとも、吾勅を背てせし。必ず追ひ逐退けむ。久運布禮、恩率彌騰利、心に怖畏を懷きて、各歸りて王を召ぶ。是に由りて新羅改めて其の上臣、伊叱夫禮知干岐を遣して、(新羅大上臣を以て上臣となす。一本に云く、伊叱夫禮知奈末)衆三千を率て來りて勅を聽かむと請す。毛野臣遙に兵仗の圍繞、衆數千人あるを見て、熊川より任那の己叱己利城に入る。伊叱夫禮知干岐、多多羅原に次り、敢へて歸す。待つこと三月、頻に勅を聞かむと請す。終に不肯宣。伊叱夫禮智が將る所の士卒等、聚落に食を乞ふ。毛野臣の儉人、河内の馬飼首御狩に相過れり。御狩他の門に入り隠れて、乞者の過るを待ちて、手を捲りて遙に撃す。乞者見て云く、謹みて三月を待てり。勅の旨を聞かむと伺めども、尙不宣肯。勅を聽く使を惱はす。乃ち欺誑きて上臣を誅戮むといふを知れり。乃ち所見を以て具に上臣に述す。上臣四の村を抄掠む。(金官、背戊、安多、委陪、是を四村と爲す。一本に云く、多多羅、須那羅、知多、費智を四村と爲すなり)盡く人物を將て、其の本國に入りぬ。或曰く、多多羅等四村の掠めらるは、毛野臣の過なり。秋九月巨勢男大臣薨せぬ。

二十四年春二月丁未朔。詔して曰く、磐余彦の帝、水間城の王より、皆博物之臣、明哲之佐に頼り。故れ道臣謨を陳べて、神日本以て盛に、大彥略を申べて贍殖用隆くまじき。繼體之君に及びて中興

の功を立てむと欲りするときは、曷が昔より賢哲の謨謀に頼らざらむや。爰に小泊瀬天皇の天下に王たるに降びて、幸に前の聖を承けて隆たること日久し。俗漸蔽して寤めず。政浸衰へて改らず。但其の人を須つ。各類を以て進む。大略有る者は、其の短ぬ所を問はず。高才有る者は其の失つ所を非らず。故れ宗廟を獲奉ち、社稷を危くせず。是に由りて之を觀れば、豈明佐に非ずや。朕れ帝業を承ると今に二十四年。天下清泰にして、内外慮無し。十脉膏腴で、穀稼實れり。竊に恐るるは元元斯に由りて俗を生し。此に藉りて驕を成す。故れ人をして廉節を擧げ大きな道を宣揚げて鴻化を流通はさむ。能官する事、古より難しと爲す。爰に朕が身に暨びて豈に慎まざらむや。秋九月任那の使奏して云く、毛野臣遂に久斯牟羅に舍宅を起造りて淹留むこと二歳。政を聽く懶す。爰を以て日本の人任那の人と頻に兒息を以て諍訟ふこと決め難し。元め能判無し。毛野臣樂みて誓湯置きて曰く、實ならむは爛れじ。虚む者は必ず爛れむ。是を以て湯に投れて爛れ死する者衆し。又吉備韓子、那多利斯布利を殺す。(凡そ日本の人、蕃女を娶りて生めるを韓子とす)恒に人民を惱して終に和解無し。是に於て天皇其の行狀を聞しめして、人を遣して徵入れたまふ。而るに肯へて來らず。顧に河内の母樹の馬飼首御狩を以て京に奉詣しめて奏して曰く、臣未だ勅旨を成さざるに京郷に還入ば、勞へられて往き辱く歸る。慚惡安措ならむ。伏して願は陛下國命を成すを待ちたまへ。朝に入で、謝罪ひまをさむ。使を奉て後、更に自ら諷りて曰く、其の調吉士は亦是れ皇華の使なり。若し吾より先ち取歸りて、實ある依に奏聞せ



ば、吾が罪過必ず重らむものぞ。乃ち調吉士を遣して衆を率て伊斯根牟羅城を守らしむ。是に於て阿  
 利斯等、其の細碎しきことを知り事と爲て期りし所を務めず。頻に歸朝でねと勸れども、尙ほ還るを  
 聽さず。是に由りて悉に行迹を知りて心に懸背を生しぬ。乃ち久禮斯已母を遣して、新羅に使用して兵を請  
 ひ、奴須久利百濟に使用して兵を請ふ。毛野臣百濟の兵來ると聞きて、迎へて18背評に討つ。背評は地  
 名なり。亦能備己富里傷れ死者半なり。百濟則ち奴須久利を捉めて、柵械枷鎖して新羅と共に  
 城を圍み、阿利斯等を責罵りて曰く、毛野臣を出すべし。毛野臣城に嬰りて自ら固む。勢擒にすべから  
 ず、是に於て二國便の地を圖度りて淹留こと弦晦にみちぬ。城を築きて還る。號けて久禮牟羅城と曰  
 ふ。還る時に觸路に騰利根牟羅、布那牟羅、牟雌根牟羅、阿夫羅、久知波多根の五城を拔く。冬十月調  
 吉士任那より至りて奏して言く、毛野臣爲人、傲慢して、治體に閑はず。竟に和解無く。加羅を擾亂し  
 つ。又倂儻に意の任にして、思ひて19患を防がず。故れ目頼子を遣して徵召す。(目頼子、未だ詳なら  
 ず)是の歳、毛野臣召されて對馬に到り、疾に逢ひて死ぬ。送葬るとき河を尋めて近江に入る。其の妻歌  
 ひて曰く、

枚方ゆ、笛吹き上る、近江のや、愷那能倭俱吾伊、笛吹き上る。

目頼子初め任那に到れる時、彼に在る郷家等、歌を贈りて曰く、  
 から國を、いかに云事ぞ、目頼子來る、むかさくる、壹岐の渡を、目頼子來る。

二十五年春二月、天皇病甚し。丁未(〇七日)。天皇磐19余の玉穗宮に崩りましぬ。時に年八十  
 二。冬十二月丙申朔庚子(〇五日)。藍野陵に葬りましぬ。(或本に云く、天皇の二十八年、歲次甲寅のと  
 し崩りましぬ。而を此に二十五年歲次辛亥のとし崩りますと云ふは百濟本記を取りて文と爲すなり。其の  
 文に云く。大歲辛亥、三月師進みて安羅に至りて乞毛城を營る。是の月、高麗其の王安を弑す。又聞く、  
 日本の天皇及び太子皇子俱に崩り葬りぬと。此に由りて言へば、辛亥の年は二十五年に當れり。後の勘校  
 者之を知らむ。)20



日本書紀卷第十八

廣國押武金日天皇

安閑天皇

武小廣國押盾天皇

宣化天皇

廣國押武金日天皇

安閑天皇

大兄廣國押武金日天皇は、男大迹天皇の長子なり。母を目子媛と曰す。是の天皇為人、墻宇凝峻くして、窺ことを得べからず。桓桓冥に大きに、人君の量有す。二十五年春二月辛未、丑朔丁未、日。男大迹天皇、大兄を立て、天皇と爲したまふ。即日男大迹天皇崩ります。是の月大伴大連、物部鹿鹿火大連を以て大連と爲ること並に故の如し。元年春正月、都を大倭國の勾ノ金橋に遷す。因りて宮の號と爲たまふ。三月癸未朔戊子、有司天皇の爲に億計天皇の女、春日山田皇女を納采へて皇后と爲したまふ。(更の名は山田赤見皇女)別に三の妃を立てたまふ。許勢、男人大臣の女、紗手媛、紗手媛が弟香香有媛、物部木蓮子(木蓮子、此をイタビと云ふ)大連の女宅媛立つ。夏四月、癸丑朔、内膳卿膳臣大麻呂、勅を奉けて使を遣して珠を伊基に求めしむ。伊基國造等、京に詣ること遅晩して、時を踰へても進らず。膳臣大麻呂大く怒りて、國造等を収へ縛り、所由を推問ふ。國造

稚子直等、恐懼りて後宮の内寢に逃匿る。春日皇后直に入るを知りたまはず、驚駭て顛れたまひ、慚愧たまふこと曰むこと無し。稚子直等、兼て闕入る罪に坐りて、科重きに當る。謹みて専ら皇后の爲に伊基屯倉を獻りて闕入の罪を贖はむと請す。因りて伊基屯倉を定めたまふ。今分けて郡と爲して、上総國に屬く。五月、百濟下部脩德嫡德孫、上都都德己州己等遣して來て、常調を貢り、別に表を上れり。秋七月辛巳朔、詔して曰く。皇后體天子に同じと雖ども、而も内外の名殊に隔れり。亦以て屯倉の地を充て、式て椒庭を樹て、後の代に迹を遺すべし。迺ち勅使を差して良田を簡擇ぶ。勅使勅を奉りて大河内直味張(更の名は里梭)に宣ちて曰く、今汝宜く膏腴たる雌雄田を奉進るべし。味張忽然に慚惜みて、勅使を欺誑きて曰く、此の田は天旱するに溉せ難く、水潦に浸し易し。功を費すこと極めて多く、收穫甚少しとまます。勅使言の依に服命して隠すこと無し。冬十月庚戌朔甲子、(十五日)天皇大伴大連金村に勅して曰く。朕四の妻を納れて、今に至るまで嗣無し。萬歳の後に、朕が名絶えむ。大伴の伯父、今何の計を作む。茲を念ふ毎に憂慮ること何ぞ已まむ。大伴大連金村奏して曰く。亦臣も憂ひまます所なり。夫れ我が國家の天下に王とましますは、嗣有り嗣無きを論はず、要須物に因りて名を爲す。請ふ皇后次妃の爲に屯倉の地を建立て、後の代に留めしめて、前の迹を顯さしめむ。詔して曰く、可し。宜く早に安置けとのたまふ。大伴大連金村、奏稱して、宜く小墾田屯倉と、每國の田部とを以ては紗手媛に給脱ひ、櫻井屯倉(一本に云く、茅渟山屯倉を加へ脱ふ)と每國の田部とを以て、香香有媛に給賜



ひ、難波、屯倉と每郡の饗丁とを以て宅媛に給贖へ。以て<sup>3</sup>後に示して、式て昔を觀せしめよ。詔して曰く、奏の依に施行へ。閏十二月、己卯朔壬午〔〇四日〕。三嶋に行幸す。大伴大連金村從<sup>ミトモツカ</sup>へまつれり。天皇大伴大連を<sup>ツカハ</sup>使して良田を縣主飯粒に問ひたまふ。縣主飯粒、慶悦限り無し。謹敬ひ誠を盡して、仍りて上御野下御野、上桑原下桑原、并に竹村の地、凡合て肆拾町を奉獻る。大伴大連勅を奉けて宣曰く、縣土之上王封に匪ざるなく、普天之下王城に匪ざる莫し。故れ先の天皇、顯號を建て、鴻名を垂れ、廣く大きなること乾坤に配び、光り華しきこと日月に象れり。長く駕き、遠く撫で、都の外に横逸で、區域を瑩き鏡して、<sup>3</sup>垠り無きに充ち塞り、上は九垓に冠しめ、八表に旁く、禮を制めて以て成功を告し、樂を作りて以て治定を彰す。福の應允に致して、祥慶は往歲に符合り。今汝味張は、縣土の幽微き百姓、忽爾に王地を惜み奉り、輕く使に宣旨に背けり。味張今より以後、郡司に勿預りそ。是に於て縣主飯粒、喜懼懷に交り。猶ち其の子鳥樹を以て大連に獻りて、<sup>シトモツカ</sup>堅と爲す。是に於て大河内直味張、恐畏り永畏みて、地に伏して汗流ひ、大連に啓して曰く、愚蒙き百姓、罪萬死に當れり。伏して願くは每郡に饗丁を以て春の時に五百丁、秋の時に五百丁、天皇に奉獻りて、子孫に絶えじ。<sup>4</sup>此に藉りて、生むことを祈み、永く警戒と爲さむ。別に狹井田六町を以て大伴大連に賂ふ。蓋三嶋の竹村屯倉は河内、縣の部曲を以て田部と爲すの元は是に起れり。是の月、廬城部連、根宮喻の女幡媛、物部大連尾興が瓔珞を偷取りて春日皇后に獻る。事發覺るるに至りて、根宮喻女の幡媛を

以て采女丁に獻る。(是れ春日部の采女なり)并に安藝國、過戸の廬城部屯倉を獻りて以て女の罪を贖ふ。物部大連尾興、事の己に由るを恐れて自ら安ことを得ず。乃ち十市部伊勢國の來狹狹、登伊(來狹狹登伊は二邑の名なり)贅土師部、筑紫國の<sup>4</sup>膽狹山部を獻る。武藏國造、笠原直使主と同族小杵と國造を相争ひて年を経て決め難し。小杵性阻め逆ふあり。心高く順ふこと無し。密に就きて援を上毛野、君小熊に求めて使主を殺さむと謀る。使主覺りて走出でて京に詣で、狀を朝廷に言す。臨斷めたまひて使主を以て國造と爲して小杵を誅したまふ。國造使主恠意懷に交ちて黙し已むこと能はず。謹みて國家の爲に横渟、橋花、多氷、倉樸四處屯倉を置き奉る。是年也太歲甲寅。

二年春正月戊申朔壬子〔〇五日〕。詔して曰く、間者連年に登穀り。<sup>5</sup>境を接へ處無し。元元蒼生稼穡を樂み、業業黔首飢饉に免る。仁風宇宙に暢び、美聲乾坤に塞り。内外清通り、國家殷ひ富り。朕れ甚く欣びぬ。大きに酬ることを可したまふこと五日、天下の歡を爲す。夏四月丁丑朔。勾舍人部、勾、鞞部を置きたまふ。五月丙午朔甲寅〔〇九日〕。筑紫の穗波屯倉、鎌屯倉、豐國の膝崎屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉。(音讀を取る)大拔屯倉、我鹿屯倉(我鹿、此をアカと云ふ)、火國、春日部屯倉、播磨國、越部屯倉、牛鹿屯倉、備後國、後城屯倉、多爾屯倉、來履屯倉、倉、葉稚屯倉、河音屯倉、阿波國の膽殖屯倉、膽年部屯倉、阿波國の春日部屯倉、紀國の經湍屯倉(經、此をフと云ふ)、河邊屯倉、丹波國、蘇斯岐屯倉(皆音を取る)、近江國、葦浦屯倉、尾張國、間敷屯倉、入鹿



屯倉、上毛野國、綠野國、屯倉、駿河國、稚鷲國、屯倉を置きたまふ。秋八月乙亥朔。國國に犬養部を置きたまふ。九月甲辰朔丙午(○三日)。櫻井田部連、縣犬養連、難波、吉士等に詔して、屯倉の税を主掌らしむ。丙辰(○十三日)。別に大連に勅して云く。宜しく牛を難波大隅嶋と、媛<sup>6</sup>嶋、松原とに放つべし。翼<sup>コトネガハ</sup>くは名を後に垂れむ。多十二月癸酉朔己丑、天皇勾<sup>マカリ</sup>の金橋宮に崩りましぬ。時に年七十。是の月天皇を河内<sup>フルイチ</sup>舊市の高屋丘、陵に葬り、皇后春日山田皇女、及び天皇の妹、神前皇女を以て是の陵に合せ葬りぬ。

武小廣國押盾天皇

宣化天皇

武小廣國押盾<sup>ウラヒコクニシタケ</sup>天皇は、男大迹<sup>オホノシラ</sup>天皇の第二にあたる子なり。勾<sup>マカリ</sup>大兄廣國押武金日<sup>ウラヒコクニシタケ</sup>天皇の同母の弟なり。二年十<sup>6</sup>二月、勾<sup>マカリ</sup>大兄廣國押武金日<sup>ウラヒコクニシタケ</sup>天皇崩りまして嗣無<sup>ミツギ</sup>し。群<sup>マキキミクニシルシ</sup>臣<sup>ウラヒコクニシタケ</sup>劍鏡を武小廣國押盾<sup>ウラヒコクニシタケ</sup>尊に奏上りて、使<sup>ウツクシ</sup>即<sup>ウツクシ</sup>天皇之位。是の天皇爲人、器宇清<sup>ウツクシ</sup>く通<sup>ウツクシ</sup>りて、神襟<sup>ミコロアキラカ</sup>朗<sup>ス</sup>に邁<sup>ウツクシ</sup>ぎたまへり。才地<sup>カダ</sup>を以て人を矜<sup>ウツクシ</sup>りて王<sup>ウツクシ</sup>たらず。君子<sup>ウツクシ</sup>の服<sup>ウツクシ</sup>ふ所なり。

元年春正月、都を檜隈<sup>イネリヌ</sup>の廬<sup>イネリヌ</sup>入野<sup>イネリヌ</sup>に遷<sup>イネリヌ</sup>したまふ。因<sup>イネリヌ</sup>りて宮の號と爲<sup>イネリヌ</sup>したまふ。二月壬申朔、大伴<sup>オホトモ</sup>金村<sup>キムラ</sup>大連<sup>オホノリ</sup>を以て大連と爲<sup>イネリヌ</sup>したまひ、物部<sup>モノベ</sup>鹿鹿火<sup>カカヒ</sup>大連<sup>オホノリ</sup>を大連と爲<sup>イネリヌ</sup>したまふ。並に故の如し。又蘇我<sup>スサノ</sup>稻目<sup>イナメ</sup>宿禰<sup>スネミ</sup>を以て大臣と爲<sup>イネリヌ</sup>したまひ、阿倍<sup>アヒ</sup>火<sup>ヒ</sup>(○大イ)麻呂<sup>マロ</sup>臣<sup>ウラヒコクニシタケ</sup>を大<sup>オホ</sup>夫<sup>ウツクシ</sup>と爲<sup>イネリヌ</sup>したまふ。三月壬寅朔。有<sup>ア</sup>レ<sup>イ</sup>司<sup>ウツクシ</sup>皇后<sup>ミコノミ</sup>を立

てむことを謂<sup>イハ</sup>す。己酉(○八日)詔<sup>ミコトノミコト</sup>して曰<sup>イハ</sup>く。前の正妃<sup>マカヒメ</sup>億計<sup>イヒケイ</sup>天皇の女、橘<sup>キナ</sup>仲皇女<sup>ナカノミコノメ</sup>を立て、皇后と爲<sup>イネリヌ</sup>したまふ。是れ一男三女を生<sup>イネリヌ</sup>たまふ。長<sup>ミヤコ</sup>を石姬<sup>イシメ</sup>皇女<sup>ミコノメ</sup>と曰<sup>イハ</sup>し、次<sup>ミヤコ</sup>を小石姬<sup>コイシメ</sup>皇女<sup>ミコノメ</sup>と曰<sup>イハ</sup>し、次<sup>ミヤコ</sup>を倉<sup>クラ</sup>稚<sup>ワカ</sup>綾<sup>ヤ</sup>姫<sup>メ</sup>皇女<sup>ミコノメ</sup>と曰<sup>イハ</sup>し、次<sup>ミヤコ</sup>を上<sup>カミ</sup>殖<sup>ウツクシ</sup>葉<sup>ハ</sup>皇子<sup>ミコノメ</sup>と曰<sup>イハ</sup>す。亦の名は椀子<sup>マコ</sup>、是れ丹比<sup>ニヒ</sup>比<sup>ヒ</sup>公<sup>キミ</sup>、倭那<sup>ヤナ</sup>公<sup>キミ</sup>、几<sup>ヤ</sup>二<sup>ニ</sup>姓<sup>セ</sup>の先<sup>マカ</sup>なり。前の庶妃<sup>シラカヒメ</sup>は、大河内<sup>オホカハ</sup>稚<sup>ワカ</sup>子<sup>メ</sup>媛<sup>メ</sup>、一男を生<sup>イネリヌ</sup>り。是を火焰<sup>ホノヒ</sup>皇子<sup>ミコノメ</sup>と曰<sup>イハ</sup>す。是れ稚田<sup>ワカタ</sup>君<sup>ミコ</sup>の先<sup>マカ</sup>なり。夏五月辛丑朔詔<sup>ミコトノミコト</sup>して曰<sup>イハ</sup>く、食<sup>クラヒモノ</sup>は天下<sup>モト</sup>の本<sup>モト</sup>なり。黄金<sup>コガネ</sup>は萬<sup>ヨロツキ</sup>貫<sup>カ</sup>ありとも、飢<sup>イレウエ</sup>を療<sup>イ</sup>すべからず。白玉<sup>シラタマ</sup>千箱<sup>チイソ</sup>ありとも、何ぞ能<sup>イ</sup>く冷<sup>ヒヤ</sup>を救<sup>スク</sup>はむ。夫<sup>ウツクシ</sup>筑紫<sup>ツクシ</sup>國<sup>クニ</sup>は、遐<sup>トホク</sup>邇<sup>チカク</sup>の朝<sup>マヒ</sup>届<sup>イ</sup>る所<sup>トコロ</sup>、去<sup>ユキ</sup>レ<sup>ウツクシ</sup>來<sup>キ</sup>の關<sup>セキ</sup>門<sup>カド</sup>にする所、是を以て海表<sup>ウミノハ</sup>の國<sup>クニ</sup>、海水<sup>ウミノミヅ</sup>を候<sup>サモラ</sup>ひて來<sup>マキキ</sup>賓<sup>ヒ</sup>、天雲<sup>アマノクモ</sup>を望<sup>ミツク</sup>みて貢<sup>ミツク</sup>を奉<sup>ムス</sup>る。胎中<sup>トマダ</sup>の帝<sup>ミコ</sup>より朕<sup>ミコト</sup>が身<sup>ミミ</sup>に洎<sup>オソ</sup>び、穀稼<sup>イホモミ</sup>を收<sup>トリ</sup>藏<sup>オサ</sup>めて儲<sup>タカラ</sup>の糧<sup>ケ</sup>に蓄<sup>タカラ</sup>積<sup>タカラ</sup>みて、遙<sup>イレヒトシ</sup>に凶<sup>イ</sup>年に設<sup>イ</sup>け、厚<sup>マラビト</sup>く良客<sup>ヨシキヤク</sup>を饗<sup>ア</sup>す。國<sup>クニ</sup>を安<sup>ヤス</sup>くするの方<sup>サマ</sup>、更に此れに過<sup>ス</sup>ぐるは無し。故<sup>イ</sup>れ朕<sup>ミコト</sup>阿蘇<sup>アソ</sup>仍<sup>ニ</sup>君<sup>ミコ</sup>を遣<sup>マカ</sup>して、河内<sup>カハ</sup>國<sup>クニ</sup>茨田<sup>アツタ</sup>郡<sup>ノ</sup>の屯倉<sup>ツククラ</sup>の穀<sup>コメ</sup>を加<sup>カ</sup>運<sup>ハク</sup>む。蘇我<sup>スサノ</sup>大臣<sup>オホナカ</sup>稻目<sup>イナメ</sup>宿禰<sup>スネミ</sup>、宜<sup>ヨシク</sup>しく尾張<sup>オウサ</sup>連<sup>ノリ</sup>を遣<sup>マカ</sup>して尾張<sup>オウサ</sup>國<sup>クニ</sup>の屯倉<sup>ツククラ</sup>の穀<sup>コメ</sup>を運<sup>ハク</sup>ばしむべし。物部<sup>モノベ</sup>大連<sup>オホノリ</sup>鹿鹿火<sup>カカヒ</sup>は、宜<sup>ヨシク</sup>しく新家<sup>ニホノミ</sup>連<sup>ノリ</sup>を遣<sup>マカ</sup>して新家<sup>ニホノミ</sup>屯倉<sup>ツククラ</sup>の穀<sup>コメ</sup>を運<sup>ハク</sup>ばしむべし。官家<sup>ウツクシ</sup>を那津<sup>ナツ</sup>の口<sup>クハ</sup>に脩<sup>ツク</sup>造<sup>ツク</sup>れ。又<sup>マタ</sup>其<sup>ソノ</sup>れ筑<sup>ツク</sup>レ<sup>ウツクシ</sup>紫肥<sup>シヒトヨ</sup>豐<sup>トヨ</sup>、賀<sup>カ</sup>臣<sup>ウツクシ</sup>を遣<sup>マカ</sup>して伊賀<sup>イガ</sup>國<sup>クニ</sup>の屯倉<sup>ツククラ</sup>の穀<sup>コメ</sup>を運<sup>ハク</sup>ばしむべし。官家<sup>ウツクシ</sup>を那津<sup>ナツ</sup>の口<sup>クハ</sup>に脩<sup>ツク</sup>造<sup>ツク</sup>れ。又<sup>マタ</sup>其<sup>ソノ</sup>れ筑<sup>ツク</sup>レ<sup>ウツクシ</sup>紫肥<sup>シヒトヨ</sup>豐<sup>トヨ</sup>、三國<sup>ミクニ</sup>の屯倉<sup>ツククラ</sup>、散<sup>アラ</sup>けて縣<sup>トホキトコロ</sup>隔<sup>ヘ</sup>に在<sup>ア</sup>り。運<sup>ハク</sup>び輸<sup>イ</sup>さむこと遙<sup>トホク</sup>に阻<sup>サマ</sup>り、儼<sup>モシ</sup>如<sup>シ</sup>須<sup>ス</sup>要<sup>ヨ</sup>みんとせば以<sup>ニ</sup>て卒<sup>ソド</sup>に備<sup>ヒ</sup>へ難<sup>ガ</sup>し。亦<sup>モ</sup>宜<sup>ヨシク</sup>く諸郡<sup>シロノ</sup>に課<sup>ナカ</sup>せて分<sup>クマ</sup>り移<sup>ウツクシ</sup>して那津<sup>ナツ</sup>の口<sup>クハ</sup>に聚<sup>アツ</sup>建<sup>ツク</sup>て、以<sup>ニ</sup>て非<sup>オモ</sup>常<sup>ホノカ</sup>に備<sup>ヒ</sup>へて、永<sup>トヨク</sup>く民<sup>タタ</sup>の命<sup>ノチ</sup>と爲<sup>ス</sup>べし。早<sup>ハヤク</sup>く郡縣<sup>ノリノ</sup>に下<sup>シ</sup>して朕<sup>ミコト</sup>が心<sup>ココロ</sup>を知らしめよ。秋七月、物部<sup>モノベ</sup>鹿鹿火<sup>カカヒ</sup>大連<sup>オホノリ</sup>薨<sup>シ</sup>せぬ。是年也大歲<sup>オホトシ</sup>丙辰<sup>ノボ</sup>。二年多<sup>オホ</sup>十月壬辰朔、天皇新羅<sup>ニハ</sup>の任那<sup>ニハ</sup>寇<sup>ウツクシ</sup>ふを以<sup>ニ</sup>て、大伴<sup>オホトモ</sup>金村<sup>キムラ</sup>大連<sup>オホノリ</sup>に詔<sup>ミコトノミコト</sup>して、其<sup>ソノ</sup>の子磐<sup>イハ</sup>と狹手彦<sup>サテヒコ</sup>とを遣<sup>マカ</sup>し



て以て任那を助けしむ。是の時磐筑紫に留りて其の國の政を執りて、以て三韓カマクニに備ふ。狹手彦往きて任那を鎮め加百濟を救ふ。<sup>8</sup>

四年春二月、乙酉朔甲午(〇十日)。天皇檜隈の廬入野宮に崩りましぬ。時に年七十三。多十一月庚戌朔丙寅(〇十七日)。天皇を大倭國、身狹桃花鳥坂上ノ陵に葬めまつる。皇后橘皇女及び其の孺子を以て是の陵に合葬る。(皇后の崩年、傳記載するふみ無し。孺子は蓋し未だ成人とならずして葬せませるか)<sup>9</sup>



昭和七年七月十五日印刷  
昭和七年七月廿五日發行

日本古典全集  
第三期〔非賣品〕  
第八



日本書紀  
訓讀  
上卷

編纂者 正宗 敦夫

發行者 東京府北豐島郡長崎町一六二  
合資 日本古典全集刊行會

代表社員 長 島 東 一

裝幀者 廣川 松五郎

印刷者 東京府北豐島郡長崎町一六二  
不二製版印刷所 高瀬 清吉

發行所

東京府北豐島郡長崎町一六二

合資 日本古典全集刊行會

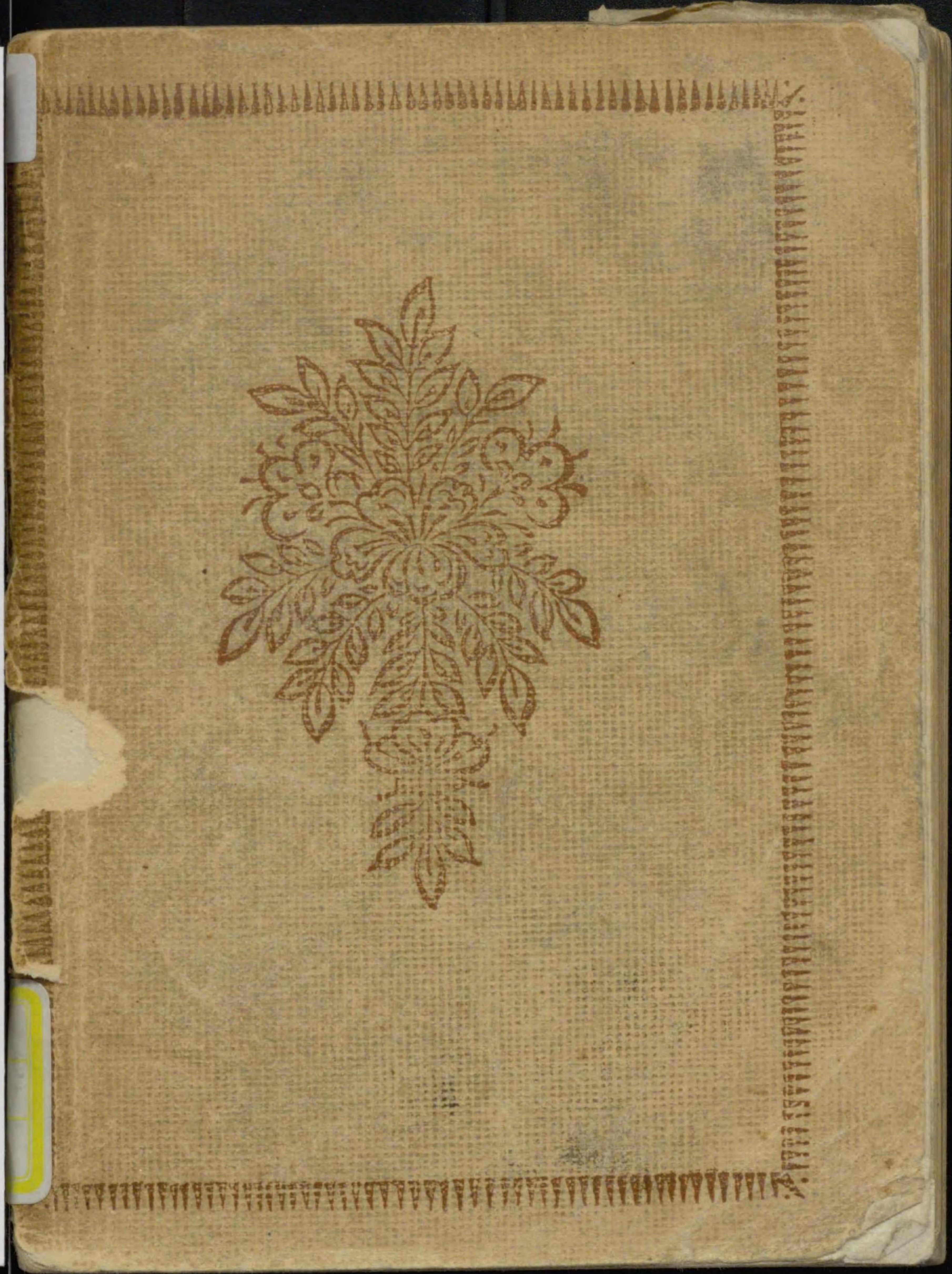
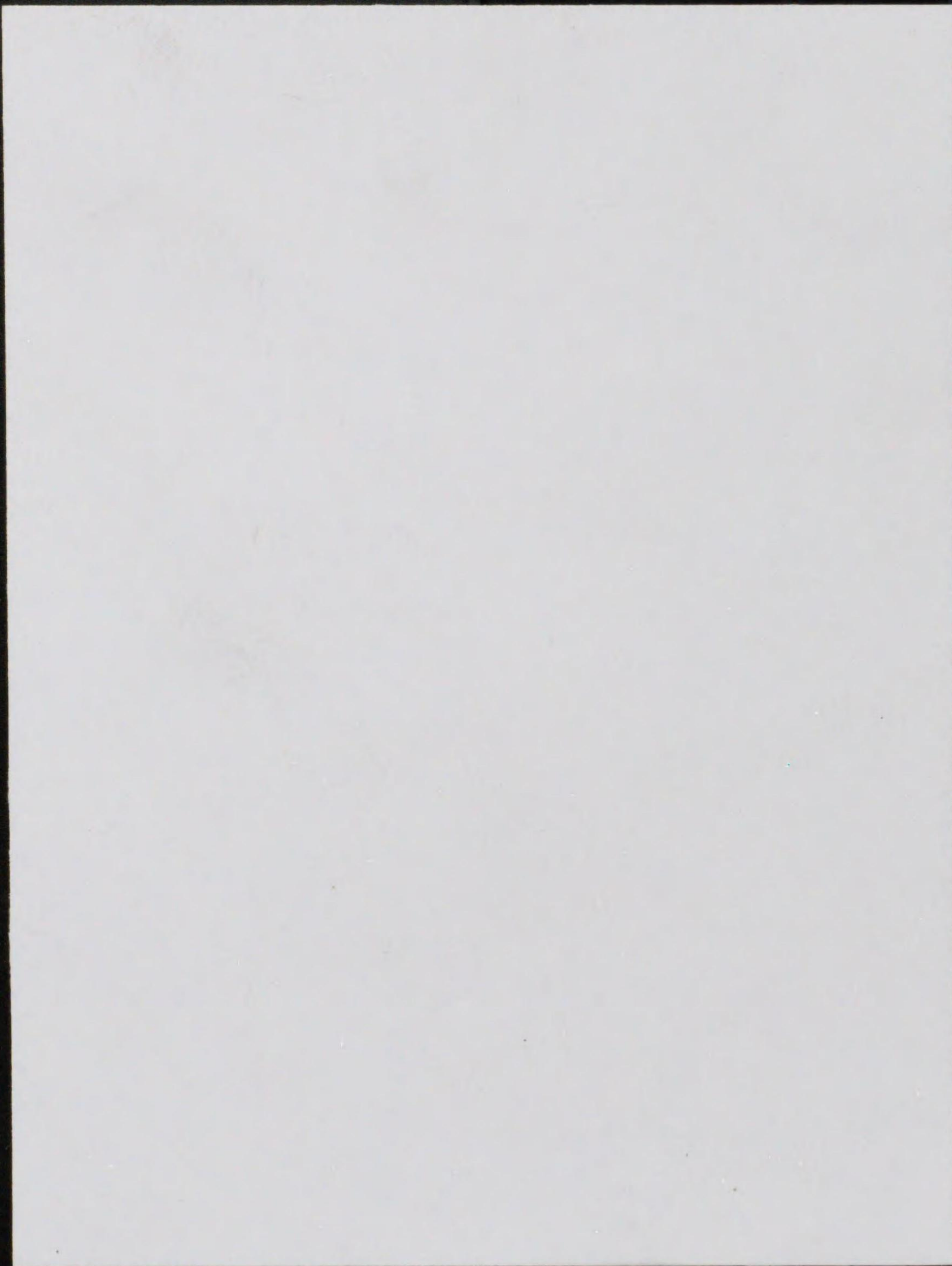
振替東京七三〇三二

第八



569  
94





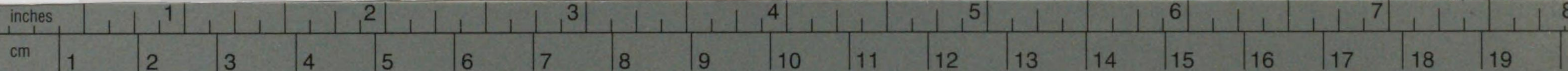


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

